

# 消防の動き



2023  
3  
No.623

- 令和4年度第二次補正予算の概要(消防庁関連)
- 「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会」報告書について
- 「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」における検討結果について



FDMA  
住民とともに

消防庁  
Fire and Disaster Management Agency





# 目次

CONTENTS

特報1

令和4年度第二次補正予算の概要  
(消防庁関連)..... 4

特報2

「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する  
研究会」報告書について..... 7

特報3

「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の  
検討会」における検討結果について..... 11

令和5年3月号 No.623

## 巻頭言

いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防を目指して

(浜松市消防局 消防長 猪又 正次)

## Report

令和4年版 救急・救助の現況..... 14

## Topics

令和4年度 全国消防防災主管課長会議の開催..... 21

消防団等充実強化アドバイザーとの意見交換会を開催しました..... 22

## 消防通信～望楼

松戸市消防局（千葉県）／海老名市消防本部（神奈川県）

恵那市消防本部（岐阜県）／泉州南広域消防本部（大阪府）..... 24

## 消防大学校だより

上級幹部科第86期における教育訓練について..... 25

女性活躍推進コースにおける教育訓練..... 26

## 報道発表

最近の報道発表（令和5年1月21日～令和5年2月20日）..... 27

## 通知等

最近の通知（令和5年1月21日～令和5年2月20日）..... 28

広報テーマ（3月・4月）..... 28

## お知らせ

令和5年度消防防災科学技術賞の作品募集..... 29

外出先で地震にあったら..... 30

少年消防クラブ活動に参加してみませんか..... 32



■ 表紙  
本号掲載記事より

# いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防を目指して



浜松市消防局 消防長 猪又 正次

浜松市は、静岡県西部に位置し、東京、大阪の2大都市のほぼ中間にあたり、中部経済圏の中心となる名古屋市から約109 km、県都静岡市から約77 kmの近距離にあります。

市域は、東西約52 km、南北約73 km、総面積は1,558.06 km<sup>2</sup>と広大で、市の南北を天竜川が縦断し遠州灘へと注ぎ、西端には浜名湖を臨み、天竜川中流域の中山間地、扇状に広がる下流域の低地、河岸段丘の三方原台地と浜名湖沿岸の丘陵地で形成されています。

うなぎ、みかん、浜松餃子などの全国に認められる食資源、浜名湖をはじめとした観光資源、徳川家康公にまつわる歴史資源、ユネスコ創造都市ネットワークの音楽分野にアジアで初めて加盟し、吹奏楽や伝統音楽の文化を積極的に発信する音楽環境など、世界に誇る強みや魅力を持っています。今年、大河ドラマ「どうする家康」の放送に合わせ、大河ドラマの世界観を体感することができる「どうする家康 浜松 大河ドラマ館」を3月に開館し、家康公、大河ドラマ、そして浜松の魅力を発信しています。

浜松市の歴史を紐解きますと、今からおよそ1万8千年前に遡りますが、本州最古の人類化石として知られる「浜北人」の人骨がこの地で発見されております。正式に「浜松」という地名が登場するのは室町時代であり、1911年に市制施行の条件である人口3万5千人を超え、浜松市が誕生しました。その後は、戦前戦後の飛躍的な工業の成長を経て、平成17年に12市町村の合併により新「浜松市」が誕生、平成19年には政令指定都市へ移行しました。

浜松市を象徴する言葉として「やらまいか」という方言があり、これは「やってみよう」「やってみようじゃないか」を意味し、新しいことに果敢にチャレンジする精神を表します。これを合言葉に、音楽、自動車産業、光技術産業など世界を代表する企業を輩出し、今なお成長を続けています。

本市においては、令和6年1月に行政区の再編を予定しており、人口減少や少子高齢化などにより激変する社会経済状況や市民ニーズに合わせ、協働センター等の機能を充実させていくなど、市民サービスをより一層向上させる取り組みを推進しています。

また、今年1月には「浜松市DX推進計画」を策定し、デジタル・ガバメントや官民データの活用を効果的に推進し、人に寄り添ったデジタル活用を行うことで、安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現を目指しています。

消防局としては、令和6年に予定している消防指令管制システムの更新に向けた準備、ひっ迫する救急事案への対応を目的とした日勤救急隊の運用、また、消防団員の加入促進として、Instagramストーリーズ広告、ジオターゲティング広告等を活用し、動画コンテンツを効果的に女性及び学生のターゲット層に届ける事業を展開するなど、諸施策における消防行政サービスの充実・強化を図り、着実に推進していきます。

これからも、困難な状況を「やらまいか」の精神で乗り越え、市民の安全・安心のため、様々な消防需要に対して順応することで、いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防・救急体制づくりを目指してまいります。

## 令和4年度第二次補正予算の概要 (消防庁関連)

### 総務課

令和4年度第二次補正予算が昨年12月2日(金)の参議院本会議において、賛成多数で政府案どおり成立しました。これは、同年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の裏付けとなる予算等となっています。

消防庁関係では、マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けたシステム構築の検討、救急隊の感染防止資器材の確保支援、緊急消防援助隊や消防団の充実強化、消防防災分野のDXの推進、G7広島サミットにおける消防・救急体制等の整備などのための予算として、70.0億円(令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による事業(以下「加速化対策事業」という。)を含む。)を確保したところです。本稿では、その概要について解説します。

なお、予算額にはデジタル庁への一括計上分が含まれているものもあります。

### 1 マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けたシステム構築の検討

マイナンバーカードを活用し、「オンライン資格確認等システム」から傷病者の医療情報等の閲覧を可能とすることで、救急業務の迅速化・円滑化を図るために必要なシステムの構築を検討するための経費として1.0億円を計上しています。

### 2 火災予防/危険物保安/石油コンビナート等の保安の各分野における各種手続の電子申請化

消防法令(火災予防、危険物保安及び石油コンビナート等の保安の各分野)における各種手続について、申請者等の利便性向上の観点から、マイナポータル「ぴったりサービス」に係る標準モデル・入力フォームを充実、

強化するため0.8億円を計上しています。

### 3 救急隊の感染防止資器材の確保支援

新型コロナウイルスへの対応を踏まえ、円滑な救急活動を支援するため、救急隊が使用する感染防止資器材について、救急体制を維持するのに必要な数を国が一括購入し、必要とする消防本部に対し配付するための経費として0.3億円を計上しています。

### 4 緊急消防援助隊の充実強化

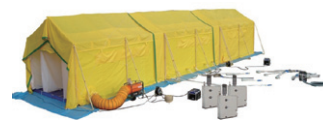
① 近年、激甚化・頻発化する土砂・風水害等に対応するための緊急消防援助隊の装備の充実(29.0億円)(加速化対策事業)

近年、激甚化・頻発化する土砂・風水害や切迫化する南海トラフ地震などの大規模な自然災害、NBC災害等に備えるため、大規模災害時の広域的な消防防災体制の充実強化を図り、緊急消防援助隊の車両・資器材の適切な整備を実施

- 拠点機能形成車
- 特別高度工作車
- NBC災害対応資機材
- 個人線量計等



【拠点機能形成車】



【NBC災害対応資機材(例)】

② 9月の台風14号・15号を踏まえた安全・確実・迅速な救助体制の強化(4.1億円)

ファーストレスポnderである救助隊員の安全管理体制の強化や迅速な救助体制を確立するために必要な車両・資機材を緊急消防援助隊に整備し、より安全・





確実・迅速な救助体制を強化

- 小型救助車の整備
- 建物崩壊・土砂監視センサーの整備



【小型救助車】



【建物崩壊・土砂監視センサー】

## 5 地域防災力の中核を担う消防団の充実強化（加速化対策事業）

消防団の災害対応能力の向上を図るため、救助用資機材を搭載した多機能消防自動車の無償貸付による教育訓練の促進及び市町村等が行う消防団の救助用資機材等に対する補助を実施するための経費として22.2億円を計上しています。



【多機能消防車の無償貸付】



ドローン



ボート

【救助用資機材の補助対象（例）】

## 6 消防防災分野のDXの推進

- ① 消防庁と地方公共団体との間における映像情報共有手段の充実等（0.5億円）

災害時における国・自治体間の映像共有手段の充実を図るため、投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」の構築に向けて取り組むとともに、技術的課題など必要な調査検討を実施

- ② 消防団災害対応高度化推進事業（0.4億円）

消防学校で消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を元にした災害対応講習を実施



【消防団ドローン取扱い講習のイメージ】

- ③ 消防用設備等及びその点検における新技術導入の推進（0.2億円）

デジタル庁によるデジタル臨時行政調査会において、消火器具などの定期点検について、現行の検査手法等の技術中立化や、検査周期等の延長を検討することとされたこと等を踏まえ、消防用設備等及びその点検において、デジタル技術で同等の効果が期待でき、代替可能なものについて対応を検討

- ④ 消防指令システムの高度化等に向けた検討及び災害時における情報伝達体制の強化・高度化（1.4億円）（加速化対策）

- 消防指令システムの高度化等に向けた検討（1.0億円）

各消防本部で今後予定される消防指令システムの更新にあわせ、119番通報について、音声にとどまらず画像、動画、データ等の活用が可能となるよう、今後のシステムに求められる機能を検討し、システムの試作、他システムとのデータ連携などの実証を実施

- 災害時の情報伝達体制の強化（0.2億円）

災害情報伝達手段の整備のための課題共有・解決を図るため、通信等の技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣

- 衛星通信回線による非常用通信手段の高度化に向けた検討（0.2億円）

災害発生時に地上通信網が不通となった場合における国・都道府県・市町村の間の情報伝達体制を充実させるため、衛星通信回線による非常用通信手段の高度化に向けた検討を実施

- ⑤ 消防業務システムの標準化・クラウド化に向けた検討（3.8億円）

消防本部ごとに整備されていた消防業務システムの標準化・クラウド化を進め、業務の効率化やコスト削減を図るため、各種システムの相互接続仕様やネットワークの環境要件等について検討

- ⑥ 危険物施設の老朽化を踏まえた長寿命化対策等（0.4億円）

事業者において高経年化した設備・機器等の状態を

把握し、適時適切な補修等につなげるため、ドローンやIoT、AI等の新技術を有効に活用した安全対策に関する方策の検討及び危険物施設におけるカーボンニュートラルに向けた取り組みとして、普及が進んでいるリチウムイオン蓄電池等の火災予防上の安全対策に関する方策の検討を実施

## 7 G7広島サミットにおける消防・救急体制等の整備

テロ対応資機材の調達や応援隊待機施設の整備など、納期に相応の期間を要するものについて、国庫債務負担を計上しています。



【テロ対応資機材及び待機施設のイメージ (G20大阪サミット時の例)】

## 8 その他

上記1～7のほか、以下の経費を計上しています。

- ・ヘリコプター動態管理システムの更改 (0.8億円)
- ・ヘリコプター衛星通信システム (ヘリサット) の今後の在り方に関する検討 (0.1億円)
- ・教育訓練用資機材整備・安全管理の充実 (0.6億円)
- ・消防研究センター建物施設・設備等の維持整備 (0.9億円)
- ・火災・危険物流出事故等原因調査資機材更新 (0.6億円)
- ・国民保護関連システムの充実・強化 (2.9億円)

問合せ先  
消防庁総務課  
TEL: 03-5253-7506



## 「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会」報告書について

### 消防・救急課

#### 1 はじめに

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により、令和5年4月1日から地方公務員の定年が段階的に引き上げられることとなる。

消防の職務は、消火、救助、救急等の24時間即応体制を維持しなければならず、その特殊性などからも、加

齢に伴う身体機能の低下や健康状態への不安が職務遂行に支障を来たす職務、いわゆる加齢困難職種と考えられている。

このことから、消防庁では「定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会」を開催し、定年引上げに伴う消防本部の課題に関する対応及び留意点について、調査研究を行い、報告書を取りまとめたところである。

#### 定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会報告書（概要）

<b>背景・目的</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度から、消防職員を含む地方公務員の定年が65歳まで2年に1歳ずつ引上げられることとなり、役職定年制などの諸制度が整備された。</li> <li>○ 総務省自治行政局公務員部においては、定年引上げに伴う課題に対する検討が行われ、令和4年3月に「地方公務員の定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する検討会報告書」が、同年6月に「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会報告書」が取りまとめられた。</li> <li>○ 上記の報告書を踏まえつつ、加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障をきたす職種であることに起因する、消防に特有の課題も含めた対応を検討するため、令和4年3月に本研究会を設置した。</li> </ul>							
<b>検討内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定年引上げに伴う消防本部の課題として、特に影響が懸念される、高齢期職員の活躍及び定員管理に関する基本的な考え方や各消防本部における対応時のポイントを検討</li> <li>○ 高齢期職員の活躍に関しては、高齢期職員の現場業務への配置の懸念や、定年引上げを踏まえた高齢期職員をはじめとする組織全体の活力の維持を踏まえた対応及び留意点について検討</li> <li>○ 定員管理に関しては、定年引上げ期間中は、定年退職が隔年となることに伴い退職補充により新規採用する場合に年度間のばらつきが発生することや、定年引上げ後も含めた高齢期職員の増加による消防力低下への懸念等を踏まえた対応及び留意点について検討</li> </ul>							
<b>定年引上げに伴う消防本部の課題への対応及び留意点</b>							
<table border="1"> <tr> <th>高齢期職員の活躍</th> </tr> <tr> <td> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢期職員の現場業務への配置の懸念</li> <li>・ 高齢期職員をはじめとする組織全体の活力の維持</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <b>対応① 現場業務での高齢期職員の活躍維持に向けた取組</b>  <b>対応② 高齢期職員の適材適所の配置</b>  <b>対応③ 高齢期職員をはじめとする職員が働きやすい職場環境づくり</b> </td> </tr> </table>	高齢期職員の活躍	<b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢期職員の現場業務への配置の懸念</li> <li>・ 高齢期職員をはじめとする組織全体の活力の維持</li> </ul>	<b>対応① 現場業務での高齢期職員の活躍維持に向けた取組</b> <b>対応② 高齢期職員の適材適所の配置</b> <b>対応③ 高齢期職員をはじめとする職員が働きやすい職場環境づくり</b>	<table border="1"> <tr> <th>定員管理</th> </tr> <tr> <td> <b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職補充により新規採用する場合の年度間のばらつきが発生</li> <li>・ 高齢期職員の増加による消防力低下への懸念</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <b>対応① 定年引上げ期間中における新規採用者数の平準化</b>  <b>対応② 消防力を維持するために必要な定員の見直し</b> </td> </tr> </table>	定員管理	<b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職補充により新規採用する場合の年度間のばらつきが発生</li> <li>・ 高齢期職員の増加による消防力低下への懸念</li> </ul>	<b>対応① 定年引上げ期間中における新規採用者数の平準化</b> <b>対応② 消防力を維持するために必要な定員の見直し</b>
高齢期職員の活躍							
<b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢期職員の現場業務への配置の懸念</li> <li>・ 高齢期職員をはじめとする組織全体の活力の維持</li> </ul>							
<b>対応① 現場業務での高齢期職員の活躍維持に向けた取組</b> <b>対応② 高齢期職員の適材適所の配置</b> <b>対応③ 高齢期職員をはじめとする職員が働きやすい職場環境づくり</b>							
定員管理							
<b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職補充により新規採用する場合の年度間のばらつきが発生</li> <li>・ 高齢期職員の増加による消防力低下への懸念</li> </ul>							
<b>対応① 定年引上げ期間中における新規採用者数の平準化</b> <b>対応② 消防力を維持するために必要な定員の見直し</b>							

#### 2 高齢期職員の活躍

##### 1 高齢期職員の活躍の基本的な考え方

高齢期職員は豊富な知識・経験・技術等を有しており、複雑化、激甚化する災害に対応できる消防力の維持・確保のためには、こうした能力を十分に発揮していくことが不可欠となる。

このため、個々の高齢期職員の様々な事情を勘案しつつ、十分な活躍を促すための人事管理や環境整備を行うことが求められ、高齢期職員のみならず、若手職員や中

堅職員も含めた消防本部の組織全体の活性化を図る必要がある。

##### 2 高齢期職員の活躍に関する課題

###### (1) 高齢期職員の現場業務への配置の懸念

加齢に伴い身体機能が低下し、さらには健康状態に不安を抱える場合にあっても、安全かつ効率的に現場活動を行うことができる環境整備について検討が必要である。

###### (2) 高齢期職員をはじめとする組織全体の活力の維持



役職定年制の導入等に伴い、高齢期職員のモチベーションの低下やその能力が十分に発揮されない状況も想定され、また、若手・中堅職員の昇任機会の確保にも支障が生じる恐れがあるなど組織全体の活力の低下が生じることが懸念される。これを踏まえ、組織全体としての活力の維持に向けた職場環境の整備のあり方について検討することが必要である。

### 3 高齢期職員の活躍のための対応及び留意点

#### (1) 現場業務での高齢期職員の活躍維持に向けた取組 (対応①)

高齢期職員が現場業務で引き続き活躍し続けられる体制を確保するためには、各消防本部において、消防職員の体力維持プログラムの策定や、高齢期職員の活動負担

を考慮した資機材（軽量資機材等）の導入、現場業務における二次災害を避けるための安全管理体制を確実に整備しておくことなどが必要となる。

#### (2) 高齢期職員の適材適所の配置 (対応②)

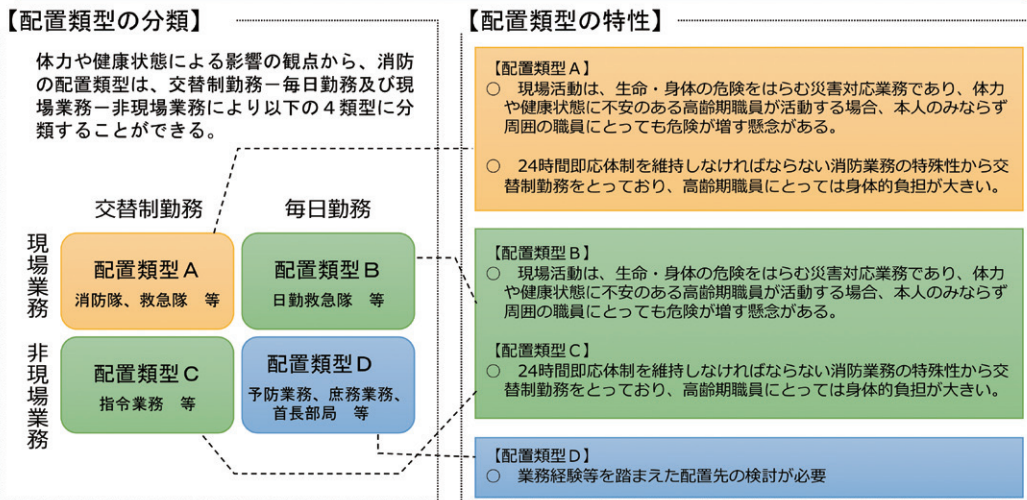
高齢期職員の中には加齢に伴う身体機能の低下や健康状態に不安を抱えている場合も多いことから、消防本部における各業務の年齢構成等を考慮しながら、各職員の体力や健康状態、経験等を踏まえた配置をする必要がある。

ただし、現場業務を続けてきた高齢期職員を非現場業務へ配置する場合においては、未経験業務を高齢期になって、初めて携わることがないように、若手・中堅の時期から中長期的なキャリアパスを見据えた人事配置を行いキャリア形成に取り組むなどの能力開発を行う必要がある。

### 高齢期職員の適材適所の配置

原則として、個々の職員の特性や意向等に応じた適材適所の配置を行うことが重要である。一方で、高齢期職員の中には加齢に伴う身体機能の低下や健康状態に不安を抱えている場合も多いことから、高齢期職員の配置に当たっては、配置類型の特性を踏まえ、消防本部における各業務の年齢構成等を考慮しながら、各職員の体力や健康状態、経験等を踏まえた配置をする必要がある。

- ※ なお、高齢期職員の配置においては、以下について留意することが必要
- ・未経験業務を高齢期に初めて携わることがないように、中長期的なキャリアパスの形成を進めること
- ・若手職員・中堅職員の中長期的なキャリアパスの形成への影響やモチベーションの低下が発生しないように考慮すること



#### (3) 高齢期職員をはじめとする職員が働きやすい職場環境づくり (対応③)

組織全体として共通認識を持って職場環境の整備に取り組めるよう、職場内研修等を通じて、定年引上げの趣旨等を全職員が理解するように努めることが考えられる。

また、高齢期職員の能力を十分に発揮させるため、直属のラインにいた者同士を役職定年制により逆転させない等の配慮を行うことと合わせ、若手への技術継承、育成指導といった高齢期職員の培ってきた知識・経験・技術等を活用する役割を担わせるといった取組を行うことが考えられる。

## 3 定年引上げを踏まえた適正な定員管理のための対応及び留意点

### 1 定員管理の基本的な考え方

定員管理とは、行政の事務事業を効果的かつ効率的に遂行するために、その遂行に要する適正な人員数である定員を決定し、それを事務事業ごとに過不足なく適正に配置するよう管理することを目的とするものである。

定年引上げ期間中のみならず定年引上げ期間後も含めて消防力を維持・確保していくためには、高齢期職員の活躍のための取組に加えて、適切な定員管理を行う必要



がある。

## 2 定年引上げを踏まえた定員管理に関する課題

### (1) 退職補充により新規採用する場合の年度間のばらつき

消防職員を含む地方公務員の定年が令和13年4月に定年引上げが完了するまでの間、定年退職者が2年に一度しか生じないこととなるため、隔年で退職者数が大きく変動する。

新規採用者数が隔年で大きく変動することとなると、職員の経験年数や年齢構成に偏りが生じ、消防力の維持・確保に支障が生じるおそれがある。特に消防では、消防学校における専門的な教育が必要なことや災害経験等を踏まえた長期的な人材育成が必要となることから、他の職種に比べても、安定的な採用者数を確保することが重要である。

各消防本部においては、こうした点も踏まえ、中長期的な視点から今後の採用者数を定める採用計画の見直しを検討する必要がある。

### (2) 高齢期職員の増加による消防力低下への懸念

定年引上げに伴い、60歳以上の職員数は大幅に増加すると見込まれる。

また、定年引上げ期間においては、2年に一度の定年引上げに伴い定年退職者が隔年でしか生じないため、退職補充を基本に新規採用を行う場合には、定年退職者数の減少が新規採用者数の減少につながり、ひいては若手職員の減少に直結することとなる。

一方で、現場業務、特に現場業務かつ交替制勤務の職務については、一部の高齢期職員は本人の体力や健康状態により、若手・中堅職員と同様の勤務が行えない場合が想定される。

このことから、単に若手職員の減少を高齢期職員により補完する方法では、現状の災害活動体制が確保できなくなるおそれがある。

## 3 定年引上げを踏まえた定員管理のための対応及び留意点

定年引上げが行われる中、消防力を維持・確保していくため、適切な定員管理を行い、毎年度の採用計画に反映させていく必要がある。当該採用計画を策定するに当たっての新規採用者数等の検討における考え方や手順については以下のとおり。

### (1) 定年引上げ期間中における新規採用者数の平準化（対応①）

①定年引上げ期間中の退職者数等の見通しを立てること  
定年引上げ期間中に退職者数等（定年退職者数、普通退職者等の人数、再任用職員の増減）がどの程度生じるかを把握しておく必要がある。そのため、60歳以降の働き方の動向及び普通退職者等の人数について、可能な限りの確に見通しを立てることが重要である。

定期的な調査を行うなど中長期的な視点から適正な定員管理を目指して取り組むことが望ましい。

### ②毎年度必要となる新規採用者数を推計すること

①により定年引上げ期間中の退職者数等を見通した上で、退職者数等の補充を前提とした場合の新規採用者数の検討を行う。この際に、定年引上げ期間中は、定年退職者が2年に一度しか生じないことから、年度ごとの新規採用者数に大きなばらつきが見られる場合には、年齢構成の偏りを抑制する観点から、複数年度間で新規採用者数を平準化することの検討が必要であり、現在の年齢構成等を考慮した上で、各消防本部の現状及び課題に合わせて柔軟に検討することも必要である。

### (2) 消防力を維持するために必要な定員の見直し（対応②）

定年引上げに伴う若手職員の減少の補完方法の検討に当たっては以下の対応が考えられる。

#### ①人事配置上の工夫による対応

現場業務における若手職員の減少の補完については、その全てを高齢期職員のみで対応するものではなく、中堅職員等も含めて対応することも考えられる。

また、高齢期職員を非現場業務に配置することを検討するに当たっては、若手職員・中堅職員の中長期的なキャリアパス形成への影響やモチベーションの低下が発生することのないように留意した配置を行う必要がある。

これらに留意すると、高齢期職員を非現場業務に配置した上で、当該配置から現場業務に配置換え可能な中堅職員等がそもそも不足する場合もあり、人事配置上の工夫のみでは若手職員の減少を補完することができない消防本部も見込まれる。

#### ② 高齢期職員の活躍促進による対応

高齢期職員の体力の維持向上、軽量の資機材の導入等高齢期職員の活躍を十分に促進することにより、現場で十分に活動し続けられる状態を維持し、もって現場業務における若手職員の減少を補完する方法も考えられる。

しかし、これらの取組を実施した場合であっても、健康管理上の問題等が新たに生じることなどにより、全ての高齢期職員が退職までの期間において、十分に活動し続けられるものではない。

### ③ 必要な定員見直しによる対応

①、②より、定年引上げに伴い、上記の人事配置上の工夫や高齢期職員の活躍促進等を行ってもなお、現場業務において、災害活動に適切に対応できる体制が

確保できない状況となる消防本部が生じることが懸念される。

この場合には、各消防本部は、人事配置上の工夫や高齢期職員の活躍促進等の取り得る対応方法を全て実施した上で、災害活動に適切に対応できる体制を確保するために必要最小限の定員の見直しを検討する必要がある。

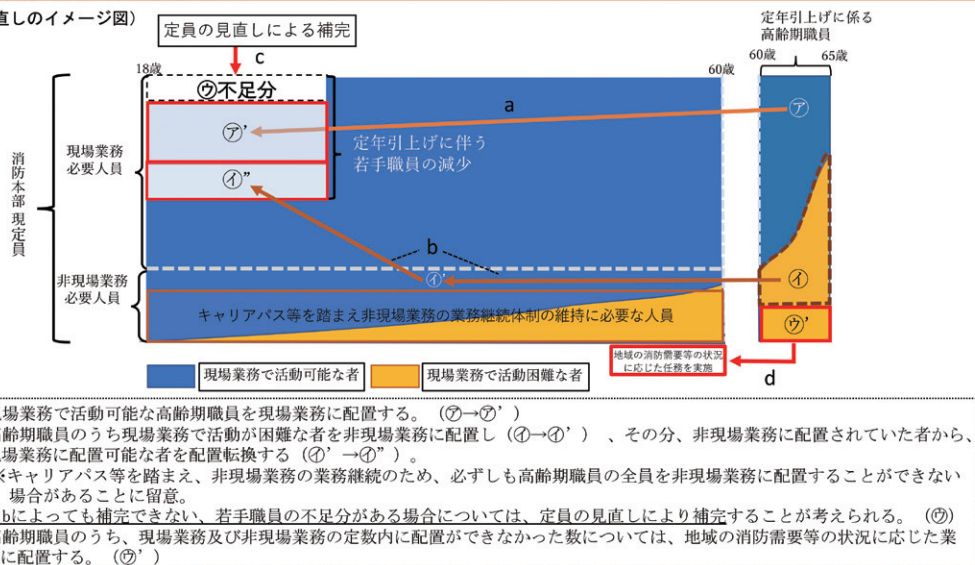
## 消防力を維持するための必要な定員の見直し

各消防本部において、人事配置上の工夫や高齢期職員の活躍促進等の取り得る方策を講じた上でもなお、規模・年齢構成等の影響により、災害活動に適切に対応できる体制が確保できない状況が生ずることが懸念される。この場合には、定員の見直しを選択肢の一つとして検討することが考えられる。

※ただし、定員の見直しの検討を行う場合においては、以下について留意が必要

- ・災害活動に適切に対応できる体制を確保するために必要最小限の定員の見直しを検討すること
- ・地域の消防需要の状況及びその将来の見直しを見定めた上で、高齢期職員が培ってきた知識・経験・技術等を活かすことができ、かつ、消防力の向上に資する配置の新設を検討すること

(定員見直しのイメージ図)



## 4 おわりに

今回の定年引上げは、各消防本部における消防組織のあり方、業務体制等について、災害活動体制の確立に向けて、今一度見直す絶好の機会でもある。

研究会での様々な議論を経て作成した本報告書を踏まえ、各消防本部において、柔軟な発想と大胆な取組を通じて、それぞれの地域の実情に応じた対応を進めることで、消防力がより一層高まることを切に期待する。

なお、定年引上げは、高齢期職員だけが関係する事柄ではない。現在、若手・中堅である職員にとっても、いつかは必ず訪れる未来に関する話であり、高齢期職員のみならず、若手・中堅職員にも影響がある内容である。是非、消防本部の担当部署のみならず、全ての消防職員の方々にも、本報告書をご一読いただければ幸いである。

### 【参考文献】

(1)定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会報告書

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-111/06/houkoku2.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-111/06/houkoku2.pdf)

(2)定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-111.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-111.html)

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-107.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-107.html)

### 問合せ先

消防庁消防・救急課  
TEL: 03-5253-7522



# 「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」における検討結果について

## 危険物保安室

### 1 はじめに

昨今、危険物の輸送に係る物流の効率化、危険物情報の伝達、新たな輸送形態の扱いなどの危険物輸送に関する課題や要望が求められています。また、新型コロナウイルス感染症に伴う消毒用アルコールの需要の増加により、高濃度アルコールの運搬容器について平時と異なる取扱いを求める声も上がっています。

これらの状況を踏まえ、消防庁では「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」を開催し、次の項目について調査検討を行いました。

- (1) 国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きに関する簡素化に関する事項
- (2) コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法に関する事項
- (3) 海外製の特殊な容器、国連勧告や機械器具等における危険物の運搬に関する事項
- (4) 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る留意事項のあり方に関する事項
- (5) 消毒用アルコールに係る緊急的な危険物輸送に関する事項

このうち、(3)及び(5)については令和3年度に検討を終えています。令和4年度は(1)、(2)及び(4)について引き続き検討を行い、先般、報告書を取りまとめ、令和4年12月8日に公表したので、このうち、主な検討結果について紹介します。

### 2 国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きに関する簡素化について

#### (1) 調査検討の背景

危険物の輸送に関わる関係業界団体等から、国際輸送用コンテナを用いた危険物輸送に関する手続きの効率化等の要望がなされています。

これらの課題に対し、当庁はこれまで通知を発出し、一般の危険物施設等における手続きに比して簡素化を

図ってきましたが、港湾地区における物流の手続きについて、更なる迅速化に対応し、国際間の流通の一層の円滑化を図る観点から、新たな国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きの更なる簡素化の運用について検討を行いました。

なお、タンクコンテナをはじめ、国際輸送用コンテナを使用して危険物を輸送する際に必要となる主な消防法上の手続きは図1のとおりです。

#### (2) ヒアリング調査

国際輸送用コンテナの流通量が多い港湾地区を管轄する消防本部及び国際輸送用コンテナを取り扱う事業者で構成される事業者団体に対し、消防法で規定する国際輸送用コンテナに係る申請及び資料提出等の状況についてヒアリング調査を実施したところ、仮貯蔵の繰り返し承認申請や、屋外貯蔵所での危険物容器を収納したドライコンテナによる貯蔵等の課題が得られ、これらについて検討を行ったものです。

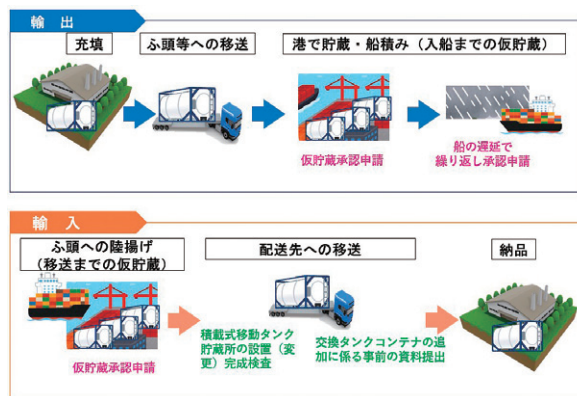


図1 国際輸送用コンテナを使用して危険物を輸送する際に必要となる主な消防法上の手続き

#### (3) 仮貯蔵の繰り返し承認申請

##### ア 課題等について

危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請書は、指定数量以上の危険物を、許可を受けた製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所で10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合に必要な申請です。従来、コンテナ船によ

る国際海上輸送は、船舶の入船が週に1回程度確保されており、特定の船舶の入船が遅延した場合でも、翌週に入船し同一又は類似する航路を航行する船舶に船積みすることで、10日間の承認期間中に仮貯蔵が終了することがほとんどでしたが、新型コロナウイルス感染症の流行に起因する国際物流の混乱を受け、10日間の承認期間中の船積みが困難となり、仮貯蔵の繰り返し承認が必要となる事例が発生していました。

タンクコンテナの仮貯蔵の繰り返し承認申請については、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について」（平成4年6月18日付け消防危第52号。以下「52号通知」という。）において、自然災害や事故等のやむを得ない理由によって同一の場所で仮貯蔵を継続する必要が生じた場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できることとしています。

#### イ 調査検討結果

調査をした結果、52号通知に掲げる対策が講じられているものについては、新型コロナウイルスの感染拡大により船員の確保ができない等、船側の不測の事由は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるやむを得ない事由と同視しうると考えられることから、繰り返し承認の条件に、事業者の責によらないやむを得ない事情によることを追加することが適当であるとされました。

これを受けて、当庁では「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について（通知）」の改正について」（令和4年12月13日付け消防危第275号）を発出し、52号通知の改正を行いました。

#### (4) 屋外貯蔵所での危険物容器を収納したドライコンテナによる貯蔵

##### ア 課題について

危険物を収納した容器を収納したドライコンテナは、輸出入あるいはコンテナの種類を問わず、船社・ふ頭管理事業者からふ頭に保管可能な期間を厳しく制限されています。また、ドライコンテナの多くは輸送行程の途中でコンテナを解錠できないため、ドライコンテナに危険物容器を収納した状態で一時貯蔵が必要となります。

このため、ドライコンテナに危険物を搬入、あるいは搬出する事業者の拠点では、搬出入作業が船舶の入船日程に左右されるほか、ふ頭から事業者の拠点までドライコンテナを運搬するトレーラーも物流業界の人手不足から手配が難しくなっており、事業者の拠点では計画的な作業実施が困難な状況が発生しています。

このような状況から、事業者の作業負荷の軽減を図るため、屋外貯蔵所の活用について検討しました。

#### イ 調査検討結果

ドライコンテナに危険物容器を収納した状態における屋外貯蔵については、過去、通知によりコンテナに危険物を収納した容器を収納した状態で屋外貯蔵所に貯蔵することはできないと見解を示していました。

また、ふ頭等の危険物を収納したドライコンテナに関しては、輸送行程上の制限から安易にドライコンテナを解錠することができないため、その中で人が作業をすることはしないものの、ドライコンテナの外側からその危険物情報を把握することは困難となります。

このことから、危険物容器を収納したドライコンテナを用いた貯蔵に関しては、容器とドライコンテナにより二重になっていることから安全性については問題ないため、輸送行程上の制限から安易に解錠できないドライコンテナについては、ドライコンテナの外側の見やすい位置に、収納されている危険物に関する情報を表示した場合には、屋外貯蔵所等へドライコンテナを用いて貯蔵することができるようにすることが適当とされました。

これを受けて、当庁では「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」（令和4年12月13日付け消防危第283号）を発出しました。

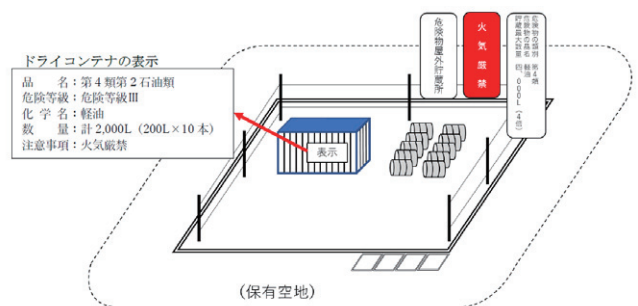


図2 屋外貯蔵所でのドライコンテナによる貯蔵のイメージとコンテナの表示例

### 3 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る留意事項のあり方について

#### (1) 調査検討の背景

屋内貯蔵所に設ける架台については、危険物の規制に関する規則第16条の2の2第1項第1号に「架台は、不燃材料で造るとともに、堅固な基礎に固定すること」とされています。また、「危険物施設の消火設備、



屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について（平成8年10月15日付け消防危第125号、以下「125号通知」という。）により耐震対策等について通知しており、固定式のを前提に技術基準が定められていますが、全国消防長会危険物委員会から、移動式架台の設置に係る留意事項について見解を示してほしいとの要望がありました。

移動式架台については、既に複数の消防本部管内において設置事例があり、様々な対応がなされているものと考えられることから、移動式架台を設置している屋内貯蔵所の所在地を管轄する消防本部に対し、移動式架台の設置等に係る審査及び許可等の状況をヒアリング調査し、屋内貯蔵所における移動式架台の設置に係る留意事項等を取りまとめることとしました。

(2) ヒアリング調査及び結果

審査状況及び設置状況を調査するため、設置事例のある消防本部に対し、審査内容等に関しヒアリング調査を実施しました。

ヒアリング調査の結果、移動式架台の安全装置については調査した全ての移動式架台について安全装置（自動停止センサーや柵の非常停止装置など）が設けられていること、移動式架台の固定状況については走行レール上を車輪が動くために架台本体は床に物理的に固定されておらず、走行レール及び車輪に物理的ブレーキは設けられていないことなどが確認できました。

(3) 調査検討結果

移動式架台の設置事例に係るヒアリング調査等の結果、調査をした移動式架台は堅固な基礎に固定される固定式架台と異なり、固定されたレール上を架台本体が移動する方式で転倒防止対策がとられており、構造計算により堅固な基礎に固定されたものと同等と判断されたものであったことがわかりました。この調査結果を踏まえ、「堅固な基礎に固定する」と同等以上とみなす場合を整理し、統一的な運用方法を示すことが適当であるとされました。

「堅固な基礎に固定する」と同等以上であるとみなす場合の例としては、「移動式架台同士を結合して一体的に固定する方法」、「移動式架台の車輪にストッパーを設ける方法」などがあげられました。

なお、移動式架台についても、従来から活用されている125号通知における屋内貯蔵所の架台の耐震対策を講じる必要があるとされました。

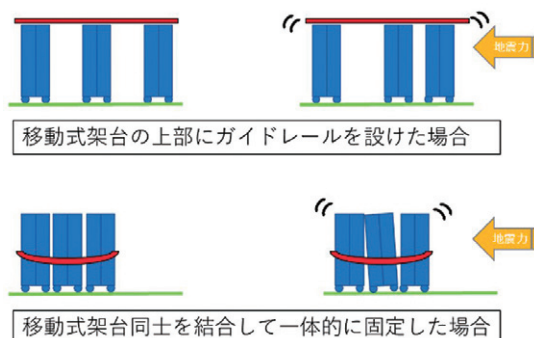


図3 固定することと同等以上であるとみなす場合の例

4 おわりに

(1) 今回ご紹介した検討結果の詳細については、以下のホームページ「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の調査検討報告書」からご確認いただけます。

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/post-123/01/houkokusho.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-123/01/houkokusho.pdf)

(2) 検討結果を受けた関係法令等の改正準備については現在進めているところですが、検討結果を受け発出している通知や過去の通知については以下からご確認いただけます。

- ・「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について（通知）」の改正について（令和4年12月13日付け消防危第275号）

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20221213\\_ki275.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20221213_ki275.pdf)

- ・ドライコンテナによる危険物の貯蔵について（令和4年12月13日付け消防危第283号）

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20221213\\_ki283.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20221213_ki283.pdf)

- ・危険物輸送時における発注者（荷主）を主体とした関係事業者間の情報共有について（令和4年12月13日付け消防危第277号）

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/221213\\_kiho\\_277.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/221213_kiho_277.pdf)

- ・危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について（平成8年10月15日付け消防危第125号）

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/081015ki125.pdf>

問合せ先  
消防庁危険物保安室  
TEL: 03-5253-7524

## 令和4年版 救急・救助の現況

救急企画室／参事官  
広域応援室

### 1 救急業務の実施状況概要

#### ① 救急出動件数及び搬送人員

令和3年中の救急出動件数は、消防防災ヘリコプターによる件数も含め、619万6,069件（対前年比26万375件増、4.4%増）、搬送人員は549万3,658人（対前年比19万7,931人増、3.7%増）で前年と比較して救急出動件数、搬送人員ともに増加した（表1参照）。

令和3年中の救急自動車による救急出動件数は619万3,581件（対前年比26万304件増、4.4%増）、搬送人員は549万1,744人（対前年比19万7,914人増、3.7%増）で救急出動件数、搬送人員ともに前年と比較して増加した（表1、図2参照）。

救急自動車は1日平均とすると1万6,969件（前年1万6,211件）で、約5.1秒（前年約5.3秒）に1回の割合で救急隊が出動し、国民の23人に1人（前年24人に1人）※が搬送されたことになる。

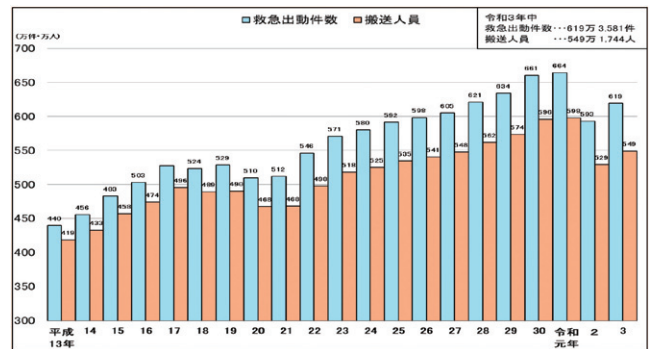
※令和2年国勢調査人口を基準に算出

表1 救急自動車、消防防災ヘリコプターによる救急出動件数及び搬送人員の推移

年	区分	救急出動件数				搬送人員					
		全出動件数		増加数		全搬送人員		増加数			
		うち救急自動車による件数	うち消防防災ヘリによる件数	前年比(%)	うち救急自動車による増加数 前年比(%)	うち救急自動車による人員	うち消防防災ヘリによる人員	前年比(%)	うち救急自動車による増加数 前年比(%)		
平成29年		6,345,517	6,342,147	3,370	131,889 (2.1)	132,183 (2.1)	5,738,664	5,736,086	2,578	114,630 (2.0)	114,868 (2.0)
平成30年		6,608,341	6,605,213	3,128	262,824 (4.1)	263,066 (4.1)	5,962,613	5,960,295	2,318	223,949 (3.9)	224,209 (3.9)
令和元年		6,642,772	6,639,767	3,005	34,431 (0.5)	34,554 (0.5)	5,980,258	5,978,008	2,250	17,645 (0.3)	17,713 (0.3)
令和2年		5,935,694	5,933,277	2,417	▲707,078 (▲10.6)	▲706,490 (▲10.6)	5,295,727	5,293,830	1,897	▲684,531 (▲11.4)	▲684,178 (▲11.4)
令和3年		6,196,069	6,193,581	2,488	▲260,375 (▲4.4)	▲260,304 (▲4.4)	5,493,658	5,491,744	1,914	▲197,931 (▲3.7)	▲197,914 (▲3.7)

(注) 各年とも1月から12月までの数値である。

図2 救急自動車による救急出動件数及び搬送人員の推移



#### ② 事故種別の救急出動件数及び搬送人員

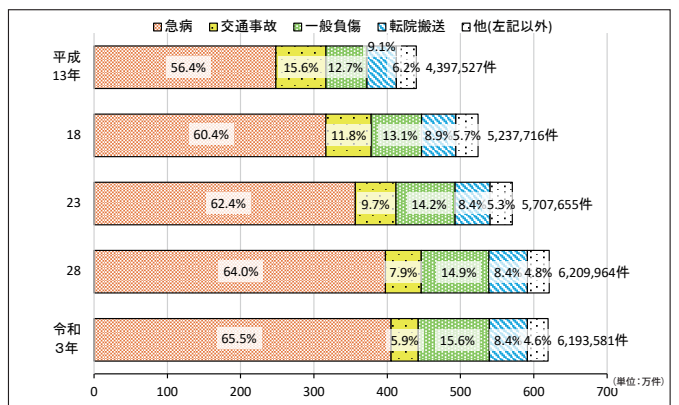
令和3年中の救急自動車による救急出動件数の内訳を事故種別ごとにみると、「急病」が405万4,706件（対前年比20万4,209件増、5.3%増）、「一般負傷」が96万9,130件（対前年比1万7,002件増、1.8%増）、「交通事故」が36万8,491件（対前年比2,236件増、0.6%増）などとなっている（表3参照）。

過去20年における事故種別の救急出動件数の構成比の5年ごとの推移をみると、「急病」は増加している一方で、「交通事故」は減少している（図4参照）。

表3 事故種別の救急出動件数対前年比（単位：件）

事故種別	令和3年中		令和2年中		対前年比	
	出動件数	構成比(%)	出動件数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
急病	4,054,706	65.5	3,850,497	64.9	204,209	5.3
交通事故	368,491	5.9	366,255	6.2	2,236	0.6
一般負傷	969,130	15.6	952,128	16.0	17,002	1.8
加害	24,569	0.4	27,061	0.5	▲2,492	▲9.2
自損行為	55,752	0.9	54,937	0.9	815	1.5
労働災害	53,397	0.9	52,121	0.9	1,276	2.4
運動競技	28,919	0.5	23,874	0.4	5,045	21.1
火災	21,798	0.4	21,727	0.4	71	0.3
水難	4,487	0.1	4,923	0.1	▲436	▲8.9
自然災害	736	0.0	544	0.0	192	35.3
転院搬送	518,483	8.4	490,897	8.3	27,586	5.6
その他 (転院搬送除く)	93,113	1.5	88,313	1.5	4,800	5.4
合計	6,193,581	100	5,933,277	100	260,304	4.4

図4 事故種別の救急出動件数と5年ごとの構成比の推移



※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

※東日本大震災の影響により、平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値で集計している。



令和3年中の救急自動車による搬送人員の内訳を事故種別ごとにみると、「急病」が360万5,179人（対前年比15万3,307人増、4.4%増）、「一般負傷」が87万9,503人（対前年比1万2,974人増、1.5%増）、「交通事故」が34万573人（対前年比1,677人減、0.5%減）などとなっている（表5参照）。

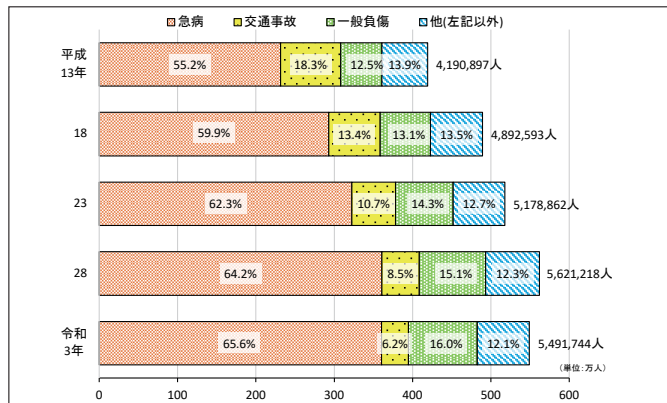
過去20年における事故種別の搬送人員の構成比の5年ごとの推移をみると、事故種別ごとの救急出動件数と同じように、「急病」は増加している一方で、「交通事故」は減少している（図6参照）。

**表5 事故種別の搬送人員対前年比** (単位：人)

事故種別	令和3年中		令和2年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
急病	3,605,179	65.6	3,451,872	65.2	153,307	4.4
交通事故	340,573	6.2	342,250	6.5	▲1,677	▲0.5
一般負傷	879,503	16.0	866,529	16.4	12,974	1.5
加害	17,945	0.3	20,100	0.4	▲2,155	▲10.7
自損行為	37,535	0.7	37,256	0.7	279	0.7
労働災害	52,168	0.9	50,948	1.0	1,220	2.4
運動競技	28,521	0.5	23,593	0.4	4,928	20.9
火災	4,746	0.1	4,922	0.1	▲176	▲3.6
水難	1,833	0.0	1,985	0.0	▲152	▲7.7
自然災害	547	0.0	413	0.0	134	32.4
その他	523,194	9.5	493,962	9.3	29,232	5.9
合計	5,491,744	100	5,293,830	100	197,914	3.7

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

**図6 事故種別の搬送人員と5年ごとの構成比の推移**



※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

※東日本大震災の影響により、平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値で集計している。

### ③ 年齢区別の搬送人員

令和3年中の救急自動車による搬送人員の内訳を年齢区別にみると、「高齢者」が339万9,802人（対前年比10万999人増、3.1%増）、「成人」が170万7,782人（対前年比5万2,721人増、3.2%増）、「乳幼児」が21万962人（対前年比3万3,645人増、19.0%増）などとなっている（表7参照）。

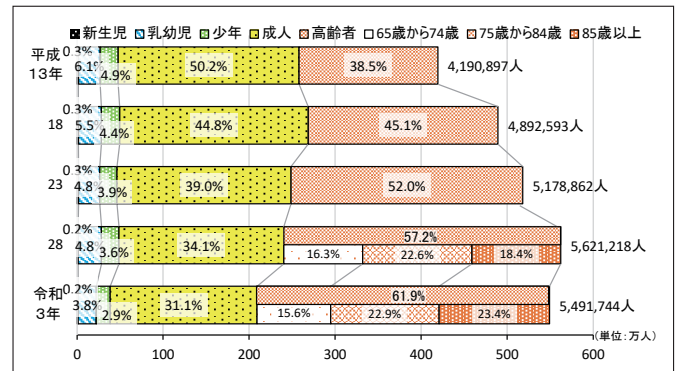
過去20年における年齢区別の搬送人員の構成比の5年ごとの推移をみると、「高齢者」の占める割合が増加傾向にある（図8参照）。

**表7 年齢区別の搬送人員対前年比** (単位：人)

年齢区分	令和3年中		令和2年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
新生児	12,303	0.2	12,180	0.2	123	1.0
乳幼児	210,962	3.8	177,317	3.3	33,645	19.0
少年	160,895	2.9	150,469	2.8	10,426	6.9
成人	1,707,782	31.1	1,655,061	31.3	52,721	3.2
高齢者	3,399,802	61.9	3,298,803	62.3	100,999	3.1
うち、65歳から74歳	857,296	15.6	837,065	15.8	20,231	2.4
うち、75歳から84歳	1,257,394	22.9	1,264,795	23.9	▲7,401	▲0.6
うち、85歳以上	1,285,112	23.4	1,196,943	22.6	88,169	7.4
合計	5,491,744	100	5,293,830	100	197,914	3.7

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合・構成比の合計は100%にならない場合がある。

**図8 年齢区別の搬送人員と5年ごとの構成比の推移**



1 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

2 年齢区分の定義

新生児：生後28日未満の者

乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者

少年：満7歳以上満18歳未満の者

成人：満18歳以上満65歳未満の者

高齢者：満65歳以上の者

ア 65歳から74歳 満65歳以上満75歳未満の者

イ 75歳から84歳 満75歳以上満85歳未満の者

ウ 85歳以上 満85歳以上の者

3 東日本大震災の影響により、平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値で集計している。

### ④ 傷病程度別の搬送人員

令和3年中の救急自動車による搬送人員の内訳を傷病程度別にみると、「中等症（入院診療）」が248万1,532人（対前年比13万7,599人増、5.9%増）、「軽症（外来診療）」が246万460人（対前年比4万8,459人増、2.0%増）、「重症（長期入院）」が46万6,440人（対前年比8,377人増、1.8%増）などとなっている（表9参照）。

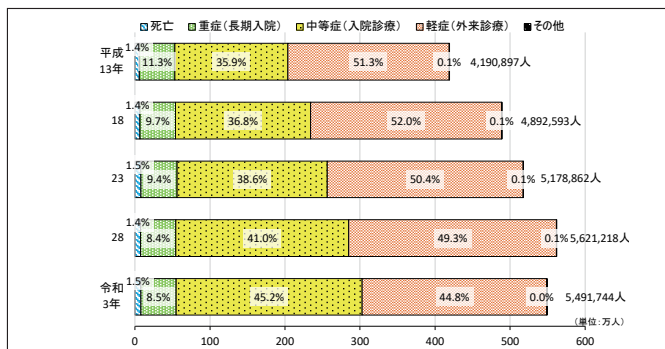
過去20年における傷病程度別の搬送人員の構成比の5年ごとの推移をみると、「軽症（外来診療）」は減少傾向、「中等症（入院診療）」は増加傾向にあり、令和3年には「中等症（入院診療）」が「軽症（外来診療）」を上回った（表9、図10参照）。

表9 傷病程度別の搬送人員対前年比 (単位:人)

傷病程度	令和3年中		令和2年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
死亡	81,448	1.5	77,674	1.5	3,774	4.9
重症(長期入院)	466,440	8.5	458,063	8.7	8,377	1.8
中等症(入院診療)	2,481,532	45.2	2,343,933	44.3	137,599	5.9
軽症(外来診療)	2,460,460	44.8	2,412,001	45.6	48,459	2.0
その他	1,864	0.0	2,159	0.0	▲295	▲13.7
合計	5,491,744	100	5,293,830	100	197,914	3.7

※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合・構成比の合計は100%にならない場合がある。

図10 傷病程度別の搬送人員と5年ごとの構成比の推移



1 割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

2 傷病程度定義

- 死亡: 初診時において死亡が確認されたもの
- 重症(長期入院): 傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
- 中等症(入院診療): 傷病程度が重症または軽症以外のもの
- 軽症(外来診療): 傷病程度が入院加療を必要としないもの
- その他: 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所に搬送したものの

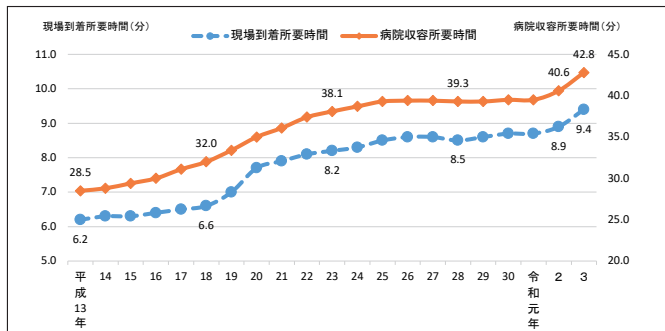
※傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや通院による治療が必要だったものも含まれている。  
 ※東日本大震災の影響により、平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値で集計している。

## ⑤ 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間

令和3年中の救急自動車による現場到着所要時間(入電から現場に到着するまでに要した時間)は、全国平均で約9.4分(前年約8.9分)、病院収容所要時間(入電から医師引継ぎまでに要した時間)は、全国平均で約42.8分(前年約40.6分)となっている。

現場到着所要時間と病院収容所要時間の推移をみると、どちらも延伸傾向にある(図11参照)。

図11 現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



※東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

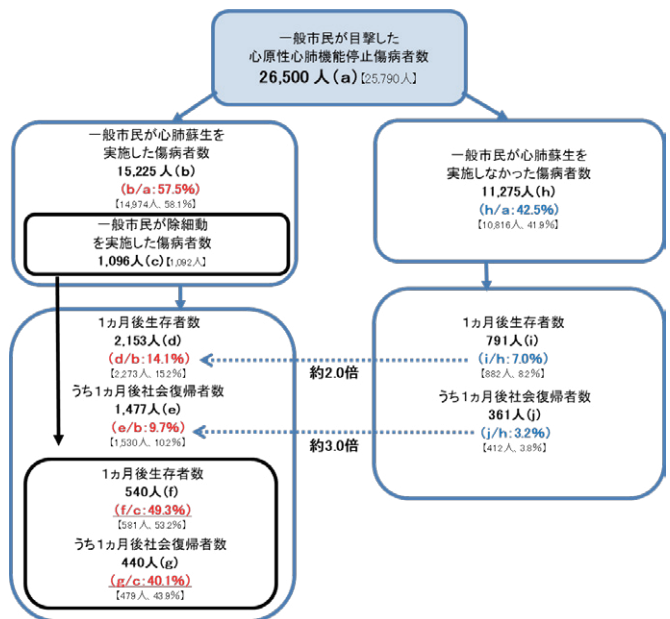
## ⑥ 一般市民による心肺蘇生(AEDの使用を含む)実施の有無別の生存率

(一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による心肺蘇生等実施の有無別の生存率)

令和3年中に一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者数は2万6,500人で、そのうち一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数は1万5,225人(57.5%)となっている。

一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者数のうち、一般市民がAEDを使用し除細動を実施した傷病者数は1,096人で、そのうち1ヵ月後生存者数は540人(49.3%)、1ヵ月後社会復帰者数は440人(40.1%)となっている(図12参照)。

図12 一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民による心肺蘇生等実施の有無別の生存率(令和3年) ※【】内は令和2年中の数値



## 2 救助業務の実施状況

令和3年中における全国の救助活動の状況は、救助出動件数9万9,395件(対前年比5,406件増、5.8%増)、救助活動件数6万3,198件(同3,221件増、5.4%増)、救助人員5万9,861人(同1,909人増、3.3%増)であり、前年と比較して救助出動件数、救助活動件数及び救助人員はいずれも増加している(表13参照)。



**表13 救助出動・活動件数及び救助人員の推移**

年	救助出動件数		救助活動件数		救助人員	
	件数(件)	対前年増減率(%)	件数(件)	対前年増減率(%)	人員(人)	対前年増減率(%)
平成29年	92,336	2.5	56,315	▲1.5	57,664	▲0.5
平成30年	97,429	5.5	61,507	9.2	63,836	10.7
令和元年	96,424	▲1.0	61,340	▲0.3	63,670	▲0.3
令和2年	93,989	▲2.5	59,977	▲2.2	57,952	▲9.0
令和3年	99,395	5.8	63,198	5.4	59,861	3.3

**① 救助出動件数**

令和3年中においては、「風水害等自然災害事故」が505件（対前年比222件減、30.5%減）、「水難事故」が3,783件（同159件減、4.0%減）と減少する一方で、「建物等による事故」が4万2,109件（同3,118件増、8.0%増）と増加している（表14参照）。

過去20年における事故種別の救助出動件数の構成比の5年ごとの推移をみると、「火災」及び「交通事故」が減少している一方で、「建物等による事故」は年々増加している（図15参照）。

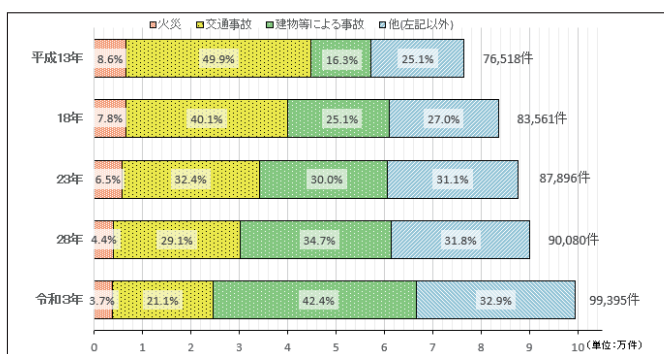
令和3年中における救助出動件数全体の構成比は、「建物等による事故」が全体の42.4%を占め、最多の事故種別となっている。次いで「交通事故」21.1%、「水難事故」3.8%、「火災」3.7%の順となっている（表14、図15参照）。

**表14 事故種別の救助出動件数対前年比 (単位:件)**

事故種別	令和3年中		令和2年中		対前年比	
	出動件数	構成比(%)	出動件数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	3,662	3.7	3,515	3.7	147	4.2
交通事故	20,925	21.1	20,292	21.6	633	3.1
水難事故	3,783	3.8	3,942	4.2	▲159	▲4.0
風水害等自然災害事故	505	0.5	727	0.8	▲222	▲30.5
機械による事故	1,549	1.6	1,604	1.7	▲55	▲3.4
建物等による事故	42,109	42.4	38,991	41.5	3,118	8.0
ガス及び酸欠事故	775	0.8	651	0.7	124	19.0
破裂事故	3	0.0	5	0.0	▲2	▲40.0
その他	26,084	26.2	24,262	25.8	1,822	7.5
合計	99,395	100	93,989	100	5,406	5.8

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

**図15 事故種別の救助出動件数と構成比の5年ごとの推移**



※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100%にならない場合がある。

**② 救助活動件数**

令和3年中においては、「風水害等自然災害事故」が358件（対前年比257件減、41.8%減）、「水難事故」が2,731件（同119件減、4.2%減）と減少する一方で、「建物等による事故」が3万621件（同2,199件増、7.7%増）、「交通事故」が1万2,374件（同584件増、5.0%増）と増加している（表16参照）。

過去20年における事故種別の救助活動件数の構成比の5年ごとの推移をみると、「火災」と「交通事故」が減少している一方で、「建物等による事故」は年々増加している（図17参照）。

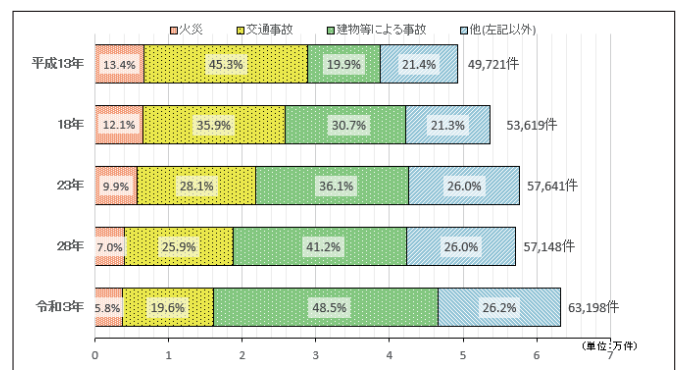
令和3年中における救助活動件数全体の構成比は、「建物等による事故」が48.5%を占め、最多の事故種別となっている。次いで「交通事故」19.6%、「火災」5.8%、「水難事故」4.3%の順となっている（表16、図17参照）。

**表16 事故種別の救助活動件数対前年比 (単位:件)**

事故種別	令和3年中		令和2年中		対前年比	
	活動件数	構成比(%)	活動件数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	3,662	5.8	3,515	5.9	147	4.2
交通事故	12,374	19.6	11,790	19.7	584	5.0
水難事故	2,731	4.3	2,850	4.8	▲119	▲4.2
風水害等自然災害事故	358	0.6	615	1.0	▲257	▲41.8
機械による事故	943	1.5	1,014	1.7	▲71	▲7.0
建物等による事故	30,621	48.5	28,422	47.4	2,199	7.7
ガス及び酸欠事故	508	0.8	411	0.7	97	23.6
破裂事故	2	0.0	1	0.0	1	100.0
その他	11,999	19.0	11,359	18.9	640	5.6
合計	63,198	100	59,977	100	3,221	5.4

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

**図17 事故種別の救助活動件数と構成比の5年ごとの推移**



※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100%にならない場合がある。

## ④ 救助人員

令和3年中においては、「風水害等自然災害事故」が1,211人（対前年比499人減、29.2%減）、「機械による事故」が1,012人（同179人減、15.0%減）と減少する一方で、「建物等による事故」が2万6,943人（同2,051人増、8.2%増）、「交通事故」が1万5,331人（同328人増、2.2%増）と増加している（表18参照）。

過去20年における事故種別の救助人員の構成比の5年ごとの推移をみると、「建物等による事故」が増加している一方で、「交通事故」は減少している（図19参照）。

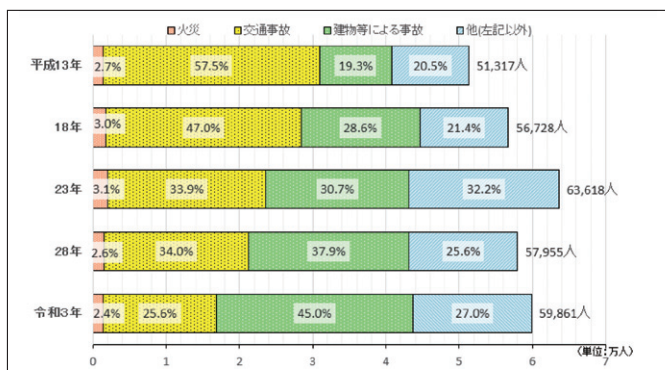
令和3年中における救助人員全体の構成比は、「建物等による事故」が最多となり、救助人員全体の45.0%を占めている。次いで「交通事故」25.6%、「水難事故」4.8%、「火災」2.4%の順になっている（表18、図19参照）。

表18 事故種別の救助人員対前年比 (単位:人)

事故種別	令和3年中		令和2年中		対前年比	
	救助人員	構成比(%)	救助人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	1,444	2.4	1,581	2.7	▲137	▲8.7
交通事故	15,331	25.6	15,003	25.9	328	2.2
水難事故	2,846	4.8	2,943	5.1	▲97	▲3.3
風水害等自然災害事故	1,211	2.0	1,710	3.0	▲499	▲29.2
機械による事故	1,012	1.7	1,191	2.1	▲179	▲15.0
建物等による事故	26,943	45.0	24,892	43.0	2,051	8.2
ガス及び酸欠事故	466	0.8	357	0.6	109	30.5
破裂事故	2	0.0	0	0.0	2	皆増
その他	10,606	17.7	10,275	17.7	331	3.2
合計	59,861	100	57,952	100	1,909	3.3

※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図19 事故種別の救助人員と構成比の5年ごとの推移



※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100%にならない場合がある。

## 3 消防防災ヘリコプターによる救急・救助等業務の実施状況

消防防災ヘリコプターは、令和4年11月1日現在、全国46都道府県に合計77機配備されている（総務省消防庁ヘリコプター5機を含む）。

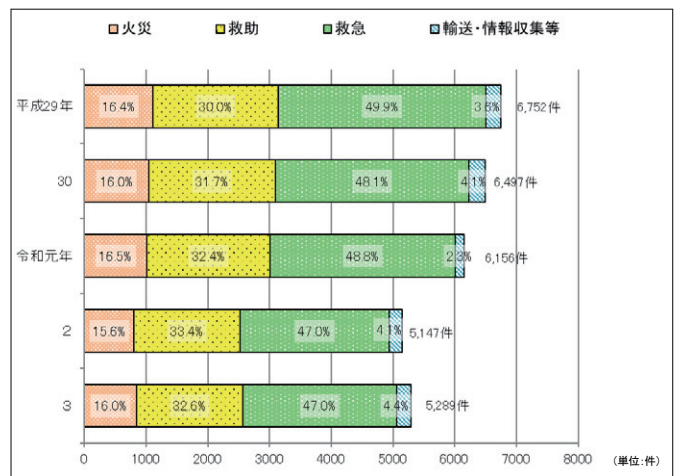
令和3年中の消防防災ヘリコプターの救急出動件数は2,488件（対前年比71件増、2.9%増）、救助出動件数は1,722件（対前年比3件増、0.2%増）となっている。

その他に、火災出動件数は844件（対前年比43件増）、情報収集・輸送等出動件数は235件（対前年比25件増）となっており、全ての出動件数を合わせた合計は5,289件（対前年比142件増）となっている（表20参照）。

表20 消防防災ヘリコプター災害出動状況の推移 (単位:件/人)

年・件数	火災			救助			救急			情報収集・輸送等			計		
	管内	管外応援	計	管内	管外応援	計	管内	管外応援	計	管内	管外応援	計	管内	管外応援	計
平成29年	1,005	105	1,110	1,771	257	2,028	3,040	330	3,370	190	54	244	6,006	746	6,752
	0	0	0	989	248	1,237	2,271	307	2,578	38	50	88	3,298	605	3,903
平成30年	944	98	1,042	1,695	363	2,058	2,808	320	3,128	167	102	269	5,614	883	6,497
	0	0	0	923	341	1,264	1,999	319	2,318	113	172	285	3,035	832	3,867
令和元年	875	139	1,014	1,670	323	1,993	2,455	550	3,005	122	22	144	5,122	1,034	6,156
	0	0	0	960	310	1,270	1,775	475	2,250	43	36	79	2,778	821	3,599
令和2年	718	83	801	1,401	318	1,719	1,929	488	2,417	176	34	210	4,224	923	5,147
	0	0	0	805	347	1,152	1,406	491	1,897	32	49	81	2,243	887	3,130
令和3年	707	137	844	1,465	257	1,722	1,882	606	2,488	215	20	235	4,269	1,020	5,289
	0	0	0	861	189	1,050	1,494	420	1,914	74	14	88	2,429	623	3,052

図21 消防防災ヘリコプターによる災害出動件数の推移



※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

### ① 救急出動件数

令和3年中の消防防災ヘリコプターの救急出動件数は、「転院搬送」が716件（対前年比6件増、0.8%増）、「一般負傷」が624件（対前年比74件増、13.5%増）、「急病」が454件（対前年比112件減、19.8%減）、「医師搬送」が373件（対前年比137件増、58.1%増）などとなっている（表22参照）。

過去20年における事故種別の救急出動件数と構成比の5年ごとの推移をみると、「転院搬送」の割合が減少している一方で、「一般負傷」の割合が増加している（図23参照）。

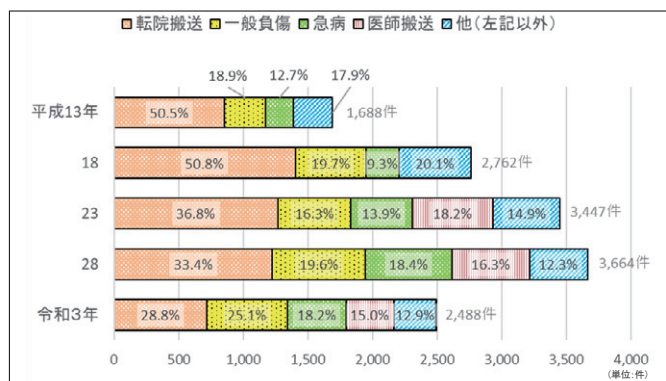


表22 消防防災ヘリコプター救急出動件数と対前年比 (単位: 件)

事故種別	令和3年中		令和2年中		対前年比	
	救急出動	構成比(%)	救急出動	構成比(%)	増減数	増減率(%)
水難	45	1.8	47	1.9	▲2	▲4.3
交通事故	77	3.1	63	2.6	▲14	▲22.2
労働災害	82	3.3	102	4.2	▲20	▲19.6
一般負傷	624	25.1	550	22.8	▲74	▲13.5
急病	454	18.2	566	23.4	▲112	▲19.8
転院搬送	716	28.8	710	29.4	▲6	▲0.8
医師搬送	373	15.0	236	9.8	▲137	▲58.1
火災	1	0.0	2	0.1	▲1	▲50.0
自然災害	5	0.2	24	1.0	▲19	▲79.2
運動競技	4	0.2	2	0.1	▲2	▲100.0
加害	1	0.0	2	0.1	▲1	▲50.0
自損行為	17	0.7	42	1.7	▲25	▲59.5
その他の救急	89	3.6	71	2.9	▲18	▲25.4
合計	2,488	100	2,417	100	▲71	▲2.9

※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図23 消防防災ヘリコプター事故種別の救急出動件数と構成比の5年ごとの推移



※平成13年、18年は医師搬送の件数不明

※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

## ② 消防防災ヘリコプターの救急搬送人員数

令和3年中の消防防災ヘリコプターの救急搬送人員は、「転院搬送」が705人(前年同数)、「一般負傷」が600人(対前年比71人増、13.4%増)、「急病」が331人(対前年比4人減、1.2%減)などとなっている(表24参照)。

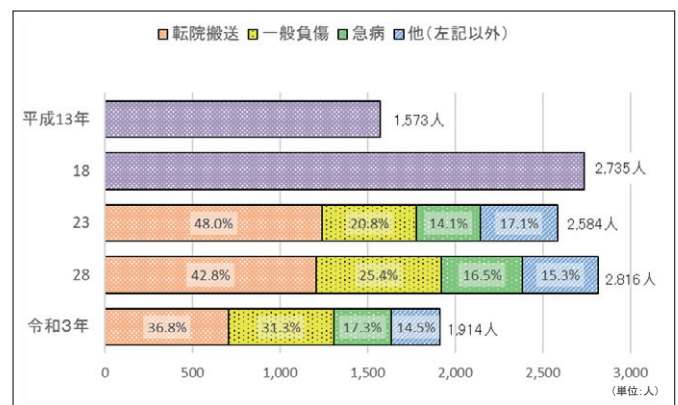
過去10年における事故種別の救急搬送人員と構成比の5年ごとの推移をみると、「転院搬送」の割合が減少している一方で、「一般負傷」と「急病」の割合が増加している(図25参照)。

表24 消防防災ヘリコプター救急搬送人員と対前年比 (単位: 人)

事故種別	令和3年中		令和2年中		対前年比	
	搬送人員	構成比(%)	搬送人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
水難	22	1.1	31	1.6	▲9	▲29.0
交通事故	70	3.7	53	2.8	▲17	▲32.1
労働災害	82	4.3	94	5.0	▲12	▲12.8
一般負傷	600	31.3	529	27.9	▲71	▲13.4
急病	331	17.3	335	17.7	▲4	▲1.2
転院搬送	705	36.8	705	37.2	0	0.0
火災	1	0.1	1	0.1	0	0.0
自然災害	5	0.3	64	3.4	▲59	▲92.2
運動競技	4	0.2	2	0.1	▲2	▲100.0
加害	1	0.1	1	0.1	0	0.0
自損行為	11	0.6	24	1.3	▲13	▲54.2
その他の救急	82	4.3	58	3.1	▲24	▲41.4
合計	1,914	100	1,897	100	▲17	▲0.9

※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図25 消防防災ヘリコプター事故種別の救急搬送人員と構成比の5年ごとの推移



※平成13年、18年は総人員のみ。

※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

## ③ 消防防災ヘリコプターの救助出動件数

令和3年中の消防防災ヘリコプターの救助出動件数は、「山岳」が1,225件(対前年比153件増、14.3%増)、「水難」が370件(対前年比39件減、9.5%減)、「自然災害」が5件(対前年比68件減、93.2%減)、「火災」が0件(前年同数)、「その他」が122件(対前年比43件減、26.1%減)となっている(表26参照)。

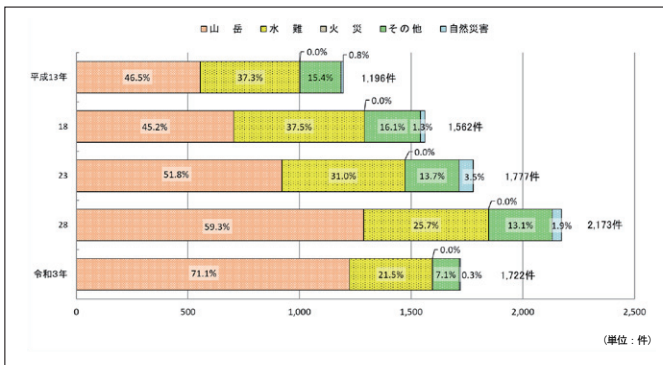
過去20年における事故種別の救助出動件数と構成比の5年ごとの推移をみると、「山岳」の割合が増加している一方で、「水難」と「その他」の割合が減少している(図27参照)。

表26 消防防災ヘリコプター事故種別の救助出動件数と対前年比 (単位: 件)

事故種別	令和3年中		令和2年中		対前年比	
	救助出動件数	構成比(%)	救助出動件数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	0	0.0	0	0.0	0	0.0
水難	370	21.5	409	23.8	▲39	▲9.5
自然災害	5	0.3	73	4.2	▲68	▲93.2
山岳	1,225	71.1	1,072	62.4	153	14.3
その他	122	7.1	165	9.6	▲43	▲26.1
合計	1,722	100	1,719	100	3	0.2

※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図27 消防防災ヘリコプター事故種別の救助出動件数と構成比の5年ごとの推移



※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

#### ④ 消防防災ヘリコプターの救助人員数

令和3年中の消防防災ヘリコプターの救助人員は、「山岳」が948人(対前年比94人増、11.0%増)、「水難」が40人(対前年比3人減、7.0%減)、「自然災害」が7人(対前年比192人減、96.5%減)、「火災」が0人(前年同数)、「その他」が55人(対前年比1人減、1.8%減)となっている(表28参照)。

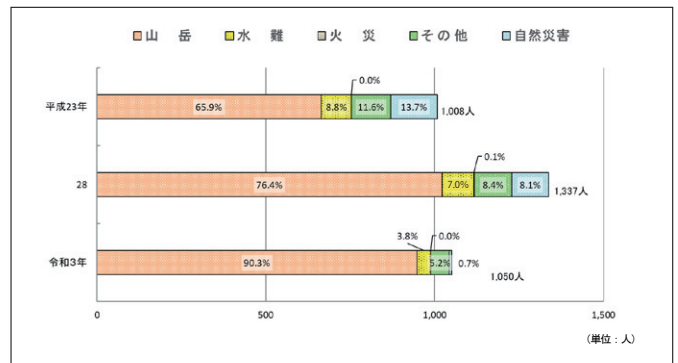
過去10年における事故種別の救助人員と構成比の5年ごとの推移をみると、「山岳」の割合が増加している一方で、「水難」の割合が減少している(図29参照)。

表28 消防防災ヘリコプター救助人員と対前年比 (単位: 人)

事故種別	令和3年中		令和2年中		対前年比	
	救助人員	構成比(%)	救助人員	構成比(%)	増減数	増減率(%)
火災	0	0.0	0	0.0	0	0.0
水難	40	3.8	43	3.7	▲3	▲7.0
自然災害	7	0.7	199	17.3	▲192	▲96.5
山岳	948	90.3	854	74.1	94	11.0
その他	55	5.2	56	4.9	▲1	▲1.8
合計	1,050	100	1,152	100	▲102	▲8.9

※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

図29 消防防災ヘリコプター事故種別の救助人員と構成比の5年ごとの推移



※平成13年、18年の救助人員は不明。

※割合の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

#### ⑤ 緊急消防援助隊航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員数

大規模災害発生時には、消防防災ヘリコプターは、緊急消防援助隊航空小隊として出動し、機動力を活かした救助、救急、情報収集、資機材・人員輸送等、多岐にわたる任務を遂行し、大きな成果をあげている。

令和3年中における消防防災ヘリコプターの緊急消防援助隊航空小隊としての出動は令和3年栃木県足利市林野火災によるもののみで、出動件数及び救助・救急搬送人員は59件(対前年比14件減)・0人(対前年比236人減)となっている(表30参照)。

表30 緊急消防援助隊航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員の推移 (平成29年~令和3年) (単位: 件/人)

年・災害名	区分	緊急消防援助隊航空小隊出動件数	緊急消防援助隊航空小隊による救助・救急搬送人員	
			計	計
平成29年	平成29年7月九州北部豪雨	44	44	91
平成30年	大分県中津市土砂災害	2	160	6
	大阪府北部を震源とする地震	2		0
	平成30年7月豪雨	129		187
	平成30年北海道胆振東部地震	27		107
令和元年	令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	2	57	0
	令和元年東日本台風(台風第19号)	55		115
令和2年	令和2年7月豪雨	73	73	236
令和3年	令和3年栃木県足利市林野火災	59	59	0

#### 問合せ先

(救急) 消防庁救急企画室

TEL: 03-5253-7529

(救助) 消防庁国民保護・防災部参事官付

TEL: 03-5253-7507

(航空) 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室

TEL: 03-5253-7569



# 令和4年度 全国消防防災主管課長会議の開催

## 総務課

都道府県の消防防災主管課、東京消防庁及び指定都市消防本部を対象とした全国消防防災主管課長会議を一般財団法人自治体衛星通信機構の中継配信により開催しました。

会議では、前田消防庁長官から挨拶を行った後、消防庁の各課室長等から消防関係予算（案）や地方財政措置、消防庁の施策等に関する説明を行いました。また、消防庁のほか、総務省自治行政局公務員部応援派遣室や内閣府（防災担当）、内閣官房事態室からも説明いただきました。

会議の様子は、（一財）自治体衛星通信機構のホームページで動画配信しておりますので、下記よりご覧ください。

（一財）自治体衛星通信機構 消防チャンネル

<http://www.lascom.or.jp/movie/shobou>



<前田長官の冒頭挨拶の様様>

## 令和4年度 全国消防防災主管課長会議 次第

【令和5年1月27日（金）13：15～17：10 @消防庁第一会議室】

予定時刻	説明項目等	説明者	所要時間
13:15	消防庁長官挨拶	消防庁長官 前田 一浩	10分
13:25	令和4年度消防庁補正予算及び令和5年度消防庁予算案 令和4年度消防庁第2次補正予算、令和5年度消防庁予算案及び令和5年度の消防防災に関する地方財政措置の見直し等を踏まえた留意事項について	総務課長 門前 浩司	15分
13:40	消防の広域化及び連携・協力の推進について 定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会報告書について 消防本部におけるハラスメント等への対応策について 女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組について 消防職員のマイナンバーカードの取得促進の取組について 消防本部における効果的・効率的な水難救助活動の支援について 消防本部における災害対応ドローンの整備について 消防用自動車の調達について G7広島サミットにおける消防・救急体制等の整備について	消防・救急課長 荒竹 宏之	15分
13:55	指令システム・消防救急無線 統計情報 災害時の住民への情報伝達 災害時の映像情報収集・共有	防災情報室長 守谷 謙一	10分

13:55	地域衛星通信システムの第三世代化に係る調整 消防救急無線用素子の供給に係る調整	防災情報室長 守谷 謙一	10分
14:05	最近の火災事例の対応について 消防法令における各種手続の電子申請等の推進について 急速充電設備に係る規定の改正について 二酸化炭素消火設備に係る事故を踏まえた対応について 畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方について 住宅用火災警報器の維持管理の推進について	予防課長 白石 暢彦	15分
14:20	危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会の結果と対応方針について リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会の結果と対応方針について 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会の結果と対応方針について 給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会の結果と対応方針について 危険物取扱者の保安講習のオンライン化について	危険物保安室長 中本 敦也	10分
14:30	石油コンビナート等における災害対策の推進 林野火災対策	特殊災害室長 林野 文彦	10分
14:40	市町村長の災害対応力強化のための研修・訓練 市町村長による危機管理の要諦・令和3年度の災害を中心とした事例集 防災訓練の積極的実施について タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発 避難所の感染症対策 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援 防災拠点となる公共施設等の耐震化等 地方公共団体における業務継続計画 災害携帯トイレ、簡易トイレ、毛布の備蓄について 大規模災害時における毛布のプッシュ型支援について 震度情報ネットワークシステムの維持管理経費の拡充	防災課長 野村 政樹	20分
15:00	救急業務関係における新型コロナウイルス感染症対策 救急安心センター事業（#7119）の全国展開 令和4年度救急業務のあり方に関する検討会	救急企画室長 滝 陽介	10分
15:10	休憩		10分
15:20	災害発生時における被害状況の速やかな報告について 消防庁被害情報収集・共有システム稼働後の被害報告の流れについて	応急対策室 課長補佐 穴戸 洋平	10分
15:30	緊急消防援助隊の充実強化 消防防災ヘリコプターの安全運航体制の強化	広域応援室長 吉浜 隆雄	10分
15:40	消防団を中核とした地域防災力の充実強化	地域防災室長 佐藤 茂宗	15分
15:55	国民保護の取り組み	内閣官房副官長補 （事態対処・危機 管理担当）付内 閣参事官 東 高士	10分
16:05	国民保護に関する最近の諸課題について	国民保護室長 信夫 秀紀	10分
16:15	救助技術の高度化の推進 国際協力の推進	参事官 村川 奏支	15分
16:30	令和5年度消防大学校教育訓練計画	消防大学校副校長 大石 正年	10分
16:40	消防研究センターの業務	消防研究センター 研究統括官 秋葉 洋	10分
16:50	大規模災害時の地方公共団体からの応援職員の派遣について	総務省自治行政局 公務員部公務員課 応援派遣室長 濱里 要	10分
17:00	令和5年度の内閣府（防災）の施策について	内閣府政策統括 官（防災担当）付 参事官（災害緊急 事態対処担当） 北澤 剛	10分

### 問合せ先

消防庁総務課 広報係  
TEL: 03-5253-7521

# 消防団等充実強化アドバイザーとの意見交換会を開催しました

## 地域防災室

総務省消防庁では、全消防団員数が初めて80万人を下回る危機的な状況であることを受け、消防団等充実強化アドバイザーを招へいし、消防団員確保に関する意見交換会を実施しました。意見交換会は、東京会場と福岡会場とで2回開催し、東京会場は令和5年1月19日、福岡会場は同月25日に実施したところです。

この意見交換会において、消防団等充実強化アドバイザーから出された主な意見は次のとおりです。

なお、消防団等充実強化アドバイザーは、地方公共団体からの要請に基づき派遣し、消防団への加入促進、消防団の充実強化及び活性化等の方策等について助言を行う制度です。消防団の充実強化を検討している地方公共団体においては、ぜひ積極的に活用してください。詳細は、総務省消防庁地域防災室へお問い合わせください。

### 意見交換会における主な意見

#### (消防団運営の見直し)

- 住民に入団を訴えかけるばかりではなく、消防団自身も魅力ある消防団でなくてはならない。そのため、消防団の中で若い人が意見を言いやすい場を作るようにしていくべき。
- 消防団員がその友人に直接声をかけるなどの波及効果が期待できるため、消防団員のモチベーションを高めるような訓練や研修、意見交換会を行ってはどうか。
- 消防団員としてのスキルをもって活動できる人を増やす取組も必要ではないか。
- 消防団員は、本業を別に持っているので、長期出張や育児などの際にも辞めずにすむよう休団制度というのを前面に押し出していくべきではないか。
- 避難所開設をしたときの支援を行うなど、自主防災組織などの地域の防災リーダーと連携した取組を行っていくべきではないか。

#### (幅広い住民の入団促進)

- 女性団員がいない消防団が全体の1/4もあるので、消防団等充実強化アドバイザーが要望を待たずに女性

消防団員の必要性や導入の方法などをアドバイスしてはどうか。

- 男女共同参画といいながら、男社会が根づいていると思われる。そこをどうにか変えていかないと、女性団員の増加はしているものの、消防団の活性化に繋がらないのではないか。
- 学生団員は、卒業と同時に辞めてしまうので、継続して消防団員に留まれる工夫が必要。
- 県立大の学生へ入団を働きかけるために、県、大学事務局、消防団が連携し、新入生のガイダンスで消防団の話をする時間をもらうことができた。こうした例を参考に連携を進めていくべき。
- 大学生への入団促進にあたって、消防職員や市町村職員の中にいる大学OBが出向いて募集する取組が有効。
- 保育士さんが消防団員になって、防災関係の知見を得たら、園児募集をかけるときのアドバンテージになるので、保育園との連携は、特に有効であると考えられる。
- 事業者や大学と連携するためには、市町村、消防本部、それから消防団員が連携しながら、一緒になって切り開くのがベストである。
- 今は、夫婦共同で育児をしているので、家族で参加できるような消防団活動を考えてはどうか。
- 地域住民が、消防団がどんなことをしているのかわからないという側面がある。そのためイベント等の機会を通じて、消防団を知ってもらう機会を設けてはどうか。

#### (防災教育)

- 子どもやその保護者に消防団活動を理解してもらうために、PTA活動と連携し、学校で消防団に関する講義をするなどしてはどうか。
- 消防団員が防災教育として授業に行くと、児童・生徒の保護者で消防団員である者が多く参加している。児童・生徒からこの授業のことを聞いて、入団した人もいる。教科書に消防団についても記載するなどの施



策を進めていくべきではないか。

- ポスターなど派手な広報も必要だが、地道な加入促進や少年消防クラブや高校生にアプローチし、将来の地域防災の担い手を育てていくべき。

**(消防団事務担当職員に対する取組)**

- 消防団確保に貢献した市町村の担当者に対して表彰・評価する制度を創設し、逆に、消防団員を大幅に減少させた市町村を全国公開するペナルティーを科すなど、市町村の担当者が入団促進に向けて動きとなる仕組みを作ってはどうか。
- 消防団事務担当職員間で情報交換を行えるような取組を行ってはどうか。
- 市町村や消防機関の消防団担当職員に対する教育を強化してはどうか。

**(その他)**

- 消防団員は、火災現場で活動するが、お酒を飲む機会が多いというような昔のイメージがあるので、そうしたイメージを払拭しなくてはならないのではないかな。
- 消防団に対する財政措置を拡充しても消防団の方はほとんど知らない。消防団の組織がもう少ししっかりした組織づくりをしないといけないのではないかな。
- 緊急時の対応が取りやすいよう、詰所へのWi-FiなどのICT環境を整備してはどうか。
- 消防団活動には家族の理解が不可欠であるので、家族への手当を制度化してはどうか。

**消防団等充実強化アドバイザーの派遣**

**○概要等**

地方公共団体等の要請に基づき、消防団等充実強化アドバイザーを当該地方公共団体等に派遣して、消防団への加入促進、消防団の充実強化及び活性化等の方策等について助言を行う制度。

アドバイザーは、地方公共団体等の推薦を受け、消防団の充実強化等に関する豊富な知識又は経験を有する者を認定。

**○派遣実績**

令和4年度：50団体、令和3年度：22団体、令和2年度：7団体、令和元年度：27団体

消防団等充実強化アドバイザー							
	都道府県	氏名	所属団体・役職名		都道府県	氏名	所属団体・役職名
1	青森県	佐藤 裕貴子	(元)青森市青森消防団 本団分団長	14	大阪府	大森 良男	(元)堺市消防局・堺市高石消防署 署長
2		田中 茂子	(元)青森市青森消防団 本団分団長	15	岡山県	左居 喜次	(元)美咲町消防団長
3	茨城県	米川 幸雄	阿見町消防団・顧問	16		葛原 佳史	美咲町消防団員
4		山本 みゆき	(元)阿見町消防団女性部・部長	17	広島県	神村 登紀恵	広島市西消防団 副団長
5		伊藤 好	(元)筑西広域市町村圏事務組合消防本部 消防次長	18		柳迫 長三	一般社団法人ひろしま防災減災支援協力代表理事 広島市防災士ネットワーク代表世話人 (元)広島市消防局職員
6	群馬県	折茂 綾子	藤岡市消防団第10分団 部長	19		平田 信夫	(元)広島市安佐南消防団 団長
7	千葉県	田邊 茂	長生都市広域市町村圏組合消防団 消防団長	20	勝宮 章	(元)呉市消防局長	
8	神奈川県	丸山 正美	(元)横浜市消防局総務部消防団課/保土ヶ谷消防団本部アドバイザー	21	愛媛県	石丸ちえみ	松山市消防団 部長
9		堀下 清美	(元)横浜市消防局女性消防団員指導者	22		玉井 公	松山市消防局 地域消防推進課 主幹
10	新潟県	丸山 洋太郎	長岡市消防団本部 副分団長	23	福岡県	太田 和弘	北九州市若松消防署 警防課 警防第三担当課長
11	長野県	五十嵐 幸男	公益財団法人 長野県消防協会 参与	24		内村 美由紀	北九州市八幡東消防団 副団長
12	愛知県	加藤 實	成蹊大学非常勤講師	25	熊本県	長濱 美香	平国女性分団 団員(ラッパ隊長)
13	三重県	櫻川 敬子	津市消防団 津方面団デージャー分団 分団長				

**問合せ先**

消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室  
TEL: 03-5253-7561



## 歳末特別査察を実施

松戸市消防局

松戸市消防局は、令和4年12月6日（火）年末年始の繁忙期を迎えるにあたり、多くの人出が予想されるテラスモール松戸の歳末特別査察を実施しました。

査察は、山崎武消防局長が、消防用設備や防火シャッター等の維持管理状況や避難経路の状況を確認しました。また、施設内の映画館では、利用客の避難誘導訓練が実施されました。

消防職員が、従業員に対して火災発生時の対応確認を行ったところ、速やかに的確な行動ができており、自主防火管理の意識が強く感じられました。



## 消防署・消防団合同訓練を実施

海老名市消防本部

令和4年度9月11日、海老名市消防署南分署訓練場において消防署・消防団合同訓練を実施しました。

この訓練は、地域における消防防災力の要となる消防団が、消火や人命救助など、初期活動の重要な担い手となることから、災害時において適切な判断と迅速な消火活動ができるよう、火災防ぎょ活動や無線運用の強化を図ることを目的として訓練を実施し、大変有意義なものとなりました。



# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 伝建地区こども夜回り

恵那市消防本部

毎年1月26日の文化財防火デーにちなみ、1月28日に重要伝統的建造物群保存地区である恵那市岩村町本町通りで、恵那市少年消防隊員によるこども夜回りを実施しました。

当日は寒い中、少年消防隊員4名の参加があり、夕方に市民の防火意識の向上を図ることを目的に行われました。

徒歩で拍子木を打ち鳴らしながら、事前録音した少年消防隊員の音声で「岩村町を火災から守りましょう」「住宅用火災警報器をつけましょう」などと広報を行い市民の防火意識向上を図る事ができました。



## 各機関と連携した列車事故総合訓練を実施

泉州南広域消防本部

12月2日（金）、管内にあるJR西日本車両基地において、JR、消防、警察、医療が連携した列車事故総合訓練を実施しました。この訓練は、平成17年に兵庫県尼崎市で発生した列車脱線事故の教訓を踏まえ、関係機関が協力して乗客の救護救出活動を行うとともに、相互の連携強化を目的とした訓練です。今後もこのような訓練を行い、関係機関と益々の連携強化を図り、多種多様な災害に万全を期してまいります。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。  
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】





# 消防大学校だより

## 上級幹部科第86期における教育訓練について

消防大学校では、消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質の向上を目的として、総合教育「上級幹部科」の教育訓練を実施しています。

令和4年度の第86期では、46名の学生が1月11日（水）から1月27日（金）までの17日間にわたる集合研修を行いました。

研修では、前田消防庁長官の講話をはじめ、消防庁幹部による最新の消防行政の動向のほか、消防大学校客員教授等による危機管理、消防管理概論やトップマネジメントなどの講義、全国消防長会清水会長による講話を通して、組織の上級幹部として必要な知識、役割や心構えについて習得しました。



前田消防庁長官による講話

危機管理広報の実習では、組織内で不祥事が起きた際の報道対応（模擬の緊急記者会見）を行い、危機事案発生時の適切な広報技術の向上を図ることができました。



危機管理広報の実習

また、実火災体験型訓練では、火災の成長過程やフラッシュオーバー発生前の兆候など火災の性状について学んだほか、指揮シミュレーション訓練では、大規模災害等発生時における、受援都道府県、被災地消防本部及び緊急消防援助隊の役割等について理解を深め、緊急消防援助隊の受援に関する部隊運用能力の向上を図りました。

本年度も、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、教室は、講師と学生との距離を十分に確保し、教室内に複数台のサーキュレーターを設置し、十分な換気を行うとともに、休憩時には講師が使用したマイクや教壇を学生が主体となり消毒を行いました。

寮生活は、原則外出・外泊は禁止していることに加え、共同して利用する食堂や浴室の利用に時間制限を設けるなど制約の多いものとなりましたが、学生一人ひとりが行動を律し、柔軟かつ適正に対応したことで、一人の体調不良者も出ることなく、無事に卒業を迎えることができました。

研修を終えた学生からは、「これまでに培ってきた知識や経験等が、本研修の授業や全国の同期の方々との情報交換を通じてブラッシュアップ



全員が無事に卒業

することができ、なおかつ、考えに確信を得ることができた。これ以上ない貴重な機会であると実感した」、「実際に組織のトップで活躍されているの方々から、いろいろな問題点や課題を聞くことで、今後の組織の構築と人材育成の進め方に目標を設定することが出来た」、「全国各地の幹部職員と情報交換することができ、顔の見える関係を築くことができた。」、「講師は皆さま著名で、研修内容や教職員の皆さまの接遇も素晴らしく、本当に入校できてよかった」などの感想をいただきました。

今後は、本大学校で学ばれた知識と磨きをかけた判断力に加え、全国の仲間から得た情報を活かして的確な消防行政運営に当たり、地域住民の負託に応えることを期待しています。



## 女性活躍推進コースにおける教育訓練

消防大学校では、今回で7回目となる、女性活躍推進コース第7回を開催しました（令和4年12月15日～12月23日）。



リモート講義

このコースは、女性消防吏員で消防司令補及び消防士長の階級にある幹部候補生に対して、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させることを目的として実施されるもので、全国の消防本部から59名の学生が、入校前のe-ラーニングによる個別学習を経て、2日間のリモート講義と、5日間の全寮制の集合教育を受講しました。

第7回では、最新の消防行政の動向や緊急消防援助隊の派遣経験のある女性消防吏員からの講義、女性のキャリアに関する講義、幹部として必要になる人事管理、実務管理、予防実務、部下指導のための教育技法やペップトーク、説得技法等の講義をはじめ、昨年に引き続き、警防面の更なるスキルアップを目的に、指揮訓練を実施しました。

「指揮訓練Ⅰ」では指揮隊運用訓練として、火災発生時の指揮隊の活動についてシミュレーション訓練（図上訓練）を行い、基本的指揮



指揮訓練Ⅰ

要領を繰り返し実習しました。その後、「指揮訓練Ⅱ」で建物火災対応時の指揮シミュレーション訓練を実施しました。指揮隊と活動部隊との情報共有や部隊連携の重要性などを学び、現場を統括する判断力・対応力を養い、

現場指揮技術及び安全管理能力の向上を図りました。

その他、「現場指揮と安全管理」では、事故事例から現場指揮に必要な安全管理について、さらには「火災現場指揮」では、火災現場に



火災体験型訓練の見学

における活動を想定し、現場と同様の熱、煙の状況をつくり、中性帯やロールオーバー等の火災性状を観察するとともに、注水による熱環境の変化や、脱出時間を確保するための注水技術を学びました。

本コースで、幹部として必要となる知識及び技術の修得を行うとともに、同じ悩みをもった仲間と今後のキャリア形成等について語り合うことで、幹部として活躍していく意識がさらに高まったものと考えます。学生からは「自分のキャリアプランを考える上でとてもいい経験ができた。」「全国に情報交換ができる仲間がたくさんできたことは大変有益であった。」等の声がありました。

今後は、全国の仲間とのネットワークを構築しつつ、研修で得たものをそれぞれの消防本部で還元し、すべての職員が活躍できる組織が実現していくことを期待しています。

消防大学校では、各学科、コースともに定員の5%を女性消防吏員の優先枠として設定し、女性の入校を推進しています。女性消防吏員の皆様の消防大学校への積極的な入校をお待ちしています。

### 問合せ先

消防大学校教務部  
TEL: 0422-46-1712





## 最近の報道発表 (令和5年1月21日～令和5年2月20日)

### <総務課>

5.1.23	「令和4年版消防白書」の公表	消防白書は、消防防災に対する国民の理解を深めることなどを目的として、毎年刊行しています。 令和4年版消防白書では、特集において、近年の大規模自然災害を踏まえた消防防災体制の整備のほか、新型コロナウイルス感染症対策や、消防団の充実強化、消防防災分野におけるDXの推進、北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う対応について記載しています。
--------	----------------	---

### <消防・救急課>

5.1.25	「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」の開催	「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
--------	----------------------------------	---

### <予防課>

5.1.23	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)等に対する意見公募の結果及び改正告示の公布	消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(案)等の内容について、令和4年11月10日から令和4年12月9日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、2件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」等を公布しましたのでお知らせします。
--------	---	--

### <危険物保安室>

5.2.15	「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」の結果と今後の対応	気候変動問題への対応として、我が国では、2050年までのカーボンニュートラル及び2030年度における温室効果ガス46%排出削減の実現に向け、再生可能エネルギー最大限導入のための規制の見直しや蓄電池の導入拡大などの投資を進めるとされています。 これを踏まえ、リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策について、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」(座長:三宅 淳巳 横浜国立大学 理事・副学長)を開催し調査検討を行ってきました。 この度、報告書がとりまとめられましたので、当該報告書を踏まえ、以下のとおり対応することとしました。
5.2.7	危険物施設の定期点検等に活用できる新たなデジタル技術の公募	消防庁では、危険物施設の定期点検等について、現行の点検手法等にとらわれず、最新のデジタル技術等を活用して効率的・効果的に目的を達成するための方策や制度のあり方を検討しています。 このたび、このような検討に資するデジタル技術等について、技術公募を行うこととしましたので、公表します。 なお、今後、消防庁では、応募されたデジタル技術等を踏まえ、現在の基準と同等以上の安全を担保することを前提として、デジタル技術等を活用することによる技術中立化や周期の延長等について検討していくこととしています。
5.1.31	給油取扱所における業務等のあり方に関する検討結果及び今後の対応	石油製品需要の更なる減少が見込まれる中、給油取扱所(ガソリンスタンド)においては経営多角化等が進められています。これを踏まえ、ハード・ソフトの両面から安全性を確保しつつ、給油取扱所における業務等のあり方について、「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」で検討を行ってきました。 この度、報告書が取りまとめられましたので、当該報告書を踏まえ、以下のとおり対応することとします。
5.1.27	製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(案)に対する意見公募	消防庁は、製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(案)の内容について、令和5年1月28日から令和5年2月27日までの間、意見を公募します。

### <地域防災室>

5.2.17	「第27回防災まちづくり大賞」受賞団体の決定	「防災まちづくり大賞」は、阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、今回で27回目を迎えました。地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。 この度、防災まちづくり大賞選定会議(委員長:室崎益輝氏(神戸大学名誉教授))において、「第27回防災まちづくり大賞」の受賞団体を次のとおりとしましたので、お知らせします。
--------	------------------------	---

### <消防研究センター>

5.2.17	令和5年度消防防災科学技術賞の作品募集	消防庁では、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、「令和5年度消防防災科学技術賞」の作品募集をいたします。
--------	---------------------	--



## 最近の通知 (令和5年1月21日～令和5年2月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第89号	令和5年2月17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「消防同意等の電子化に向けたシステム導入対応マニュアル」の改正について
消防予第88号	令和5年2月17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「指定確認検査機関に係る消防同意事務等標準処理マニュアル」の一部改正について
事務連絡	令和5年2月17日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	建築物防災週間(令和4年度春季)の実施について
事務連絡	令和5年2月16日	各都道府県消防防災主管課	消防庁防災情報室	「地上デジタル放送波を活用した同報系システムの技術説明会」の結果報告について
府政防第214号 消防災第22号	令和5年2月16日	各都道府県消防防災主管部長	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当) 消防庁国民保護・防災部 防災課長	指定緊急避難場所の指定の促進及び適切な指定について
事務連絡	令和5年2月8日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	火災予防関係手続における電子申請等の令和4年度中の導入に向けた対応について
事務連絡	令和5年2月7日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁総務課	令和5年度消防庁広報施策テーマについて
事務連絡	令和5年2月6日	各都道府県消防防災主管課	消防庁予防課	重点防火指導対象地域に対する防火指導の実施状況に係るフォローアップ調査結果について
事務連絡	令和5年1月27日	各都道府県消防・防災主管部局 各指定都市消防・防災主管部局	消防庁総務課	令和4年度消防庁第2次補正予算、令和5年度消防庁予算案及び令和5年度の消防防災に関する地方財政措置の見直し等を踏まえた留意事項について
消防救第25号	令和5年1月25日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	救急隊員の適正な労務管理の徹底について(通知)
事務連絡	令和5年1月24日	関係道府県消防防災主管課 関係政令指定都市消防本部	消防庁特殊災害室	大容量泡放水砲用防災資機材等に係る防災要員の減員に関する基本的な考え方について
消防予第46号	令和5年1月22日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」及び「消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件」の公布について
消防予第45号	令和5年1月23日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	神戸市兵庫区で発生した共同住宅火災を受けた防火対策の注意喚起について
消防予第42号	令和5年1月23日	各都道府県消防 防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について(通知)

## 広報テーマ

3 月		4 月	
①外出先での地震の対処	防災課 地域防災室 地域防災室	①林野火災の防止	特殊災害室 防災課
②地域に密着した消防団活動の推進		②e-カレッジによる防災・危機管理教育の お知らせ	
③少年消防クラブ活動への理解と参加の 呼び掛け			



# 令和5年度消防防災科学技術賞の作品募集

## 消防研究センター

消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告の分野において、優れた業績をあげた等の個人又は団体を消防庁長官が表彰することにより、消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、「令和5年度消防防災科学技術賞」の作品募集をいたします。皆様の一層のご応募をお待ちいたしております。

詳細は、消防研究センターホームページ (<http://nrifd.fdma.go.jp>) をご覧ください。

### 【応募区分】

- 消防職員・消防団員等の部
  - A. 消防防災機器等の開発・改良
  - B. 消防防災科学論文
  - C. 消防職員における原因調査事例
- 一般の部
  - D. 消防防災機器等の開発・改良
  - E. 消防防災科学論文

### 【応募受付期間】

令和5年3月30日(木)～4月20日(木)  
※4月20日(木)の消印有効

### 【表彰】

優れた作品には、11月に行われる表彰式(東京都内)において、消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。

表彰件数は次のとおりです。

#### ● 優秀賞

- ・ 消防職員・消防団員等の部
  - A. 消防防災機器等の開発・改良 5件以内
  - B. 消防防災科学論文 5件以内
  - C. 消防職員における原因調査事例 10件以内
- ・ 一般の部
  - D. 消防防災機器等の開発・改良 5件以内
  - E. 消防防災科学論文 5件以内

**作品募集!**

令和5年3月30日(木)  
>>4月20日(木)

**消防防災科学技術賞**

令和5年度

■ 募集区分  
▼ 消防職員・消防団員等による応募  
A. 消防防災機器等の開発・改良  
B. 消防防災科学論文  
C. 消防職員における原因調査事例  
▼ 一般による応募  
D. 消防防災機器等の開発・改良  
E. 消防防災科学論文

■ 表彰  
● 優れた作品には、令和5年11月に行われる表彰式(東京都内にて開催予定)において消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。  
● 6月頃に、応募作品の「概要」が消防研究センターホームページで公開されます。  
● 受賞作品は、9月頃に決定・発表される予定です。

■ 連絡先  
消防庁消防研究センター 研究企画部  
TEL: 0422-44-8331 E-mail: hyosho\_nrifd@soumu.go.jp  
消防研究センターHP : <http://nrifd.fdma.go.jp>

令和4年度表彰作品

サーモセンサー付き  
防火扉の開発

官民連携による  
交通安全教育の研究

大型のツブ火災に対し  
再燃防止効果を確認した燃焼  
シミュレーションの開発

ハンディタイプ  
建物確認装置

高精度マイクによる  
フレークの身体検知  
屋内騒音計法の改良と  
取得装置の開発

#### ● 奨励賞

消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例 3件以内

- ・ 6月頃に、応募作品の「概要」が消防研究センターホームページで公開されます。
- ・ 受賞作品は、9月頃に決定・発表される予定です。

#### 問合せ先

消防庁消防研究センター 研究企画部  
TEL: 0422-44-8331 (代表)  
E-mail : [hyosho\\_nrifd8@soumu.go.jp](mailto:hyosho_nrifd8@soumu.go.jp)





## 外出先で地震にあったら

### 防災課

地震が発生したとき、身の安全を確保するには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をとることが極めて重要です。そのためには、日ごろから皆さんが地震に対して正しい心構えを身につけておくことが大切です。

今回は、特に外出先で地震にあった場合の適切な行動を取り上げてみます。

#### 1 住宅地

**強い揺れに襲われたら、住宅地の路上では落下物や倒壊物に注意しましょう。**

- 住宅地の路地にあるブロック塀や石塀は、強い揺れで倒れる危険があります。揺れを感じたら塀から離れましょう。
- 電柱や自動販売機、耐震性能の低い住宅が倒れてくる可能性があります。そばから離れましょう。
- 屋根瓦や二階建て以上の住宅のベランダなどに置かれている物が落下してくる可能性があります。頭上からの落下物に注意しましょう。

#### 2 オフィス街・繁華街

**中高層ビルが建ち並ぶオフィス街や繁華街では、窓ガラスや外壁、看板などの落下物に注意しましょう。**

- オフィスビルなどの窓ガラスが割れて落下すると、広範囲に拡散します。ビルの外壁や貼られているタイル、外壁に取り付けられている看板などが落ちることもあります。鞆などで頭を保護し、できるだけ建物から離れましょう。
- デパートなどの建物の中にいる場合には、陳列棚の商品や装飾品などが落下する危険性があります。揺れを



感じたらすぐに離れましょう。

- エスカレーターは、急停止することがあります。急停止した際の反動に備えて、普段から手すりを掴むよう習慣づけておきましょう。
- エレベーターは、全ての階のボタンを押し、最初に停止した階でおりるのが原則です。また、閉じ込められた場合は、焦らず冷静になって「非常用呼び出しボタン」等で連絡を取る努力をしましょう。

#### 3 海岸付近

**海岸付近で、強い揺れや弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れに襲われたら、一番恐ろしいのは津波です。避難指示を待つことなく、直ちに避難しましょう。**

- 強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸付近から離れ、急いで高台や津波災害に対応した指定緊急避難場所などの安全な場所へ避難しましょう。
- 携帯電話やスマートフォン、ラジオなどを活用し、気象庁が発表する大津波警報や津波警報・注意報や、市町村が発令する避難指示といった津波に関する情報を入手しましょう。
- 津波は繰り返して来ます。第1波が小さくても後から来る波の方が大きい場合があります。いったん波が引いても大津波警報や津波警報、津波注意報が解除されるまで、海岸付近には絶対に戻ってはいけません。

#### 4 川べり

**川からできるだけ遠ざかりましょう。**

- 津波は川を遡ります。
- 流れに沿って上流に避難しても津波が追いかけてくるので、川からできるだけ遠ざかるようにしましょう。



### 5 山・丘陵地

落石に注意し、急傾斜地など危険な場所から遠ざかりましょう。

- まず、落石から身を守りましょう。
- 山ぎわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、すぐに離れましょう。
- 揺れが収まった後も、崩れやすくなっている可能性があります。近づかないようにしましょう。



### 7 鉄道等の公共機関に乗車中

座席に座っている場合は頭部を守る姿勢をとり、立っている場合は転倒しないようにしましょう。停車後は乗務員の指示に従いましょう。

- 急停車する場合があるため、座席に座っている場合には、低い姿勢をとって頭部を鞆などで保護し、立っている場合には手すりやつり革をしっかり握って転倒しないようにしましょう。
- 停車後は、乗務員の指示に従いましょう。
- 地下鉄の場合、高压電線が線路脇に設置されていることがあるため、勝手に線路に飛び降りないようにしましょう。

### 6 自動車の運転中

徐々にスピードを落として道路の左側に停車しましょう。

- 急ブレーキは禁物です。ハンドルをしっかり握り、徐々にスピードを落とし、道路の左側に停車しましょう。
- 停車後は慌てて車外に飛び出さず、携帯電話やスマートフォン、カーラジオなどで災害情報を収集しましょう。
- その場に自動車を置いて避難する場合は、緊急車両等の通行の妨げとなった際に速やかに移動させる必要があるため、車のキーはつけたままにし、ドアをロックしないで、避難しましょう。
- 高速道路の場合はハザードランプを点灯させましょう。なお、高速道路は1 kmごとに非常口が設けられており、ここから徒歩で地上に脱出できます。

#### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL: 03-5253-7525



# 少年消防クラブ活動に参加してみませんか

## 地域防災室

### ○少年消防クラブとは

少年消防クラブとは、少年少女が防火及び防災について学習するための組織であり、日頃、防火パトロールや防火・防災に関する研究発表会の実施などの活動をしています。令和4年5月1日現在のクラブ数は4,150団体で、クラブ員数は約39万人です。

### ○主な活動

少年消防クラブの活動は、クラブによって様々ですが、主に以下のような活動が行われています。

#### (1) 防災マップ作り

クラブ員が自分たちの住むまち・地域を実際に歩き、消火栓の場所や災害時の危険箇所などを把握し、防災マップを作ることを通じて、地域の防災に対する理解を深めています。

#### (2) 防火パトロールの実施

日頃より地域の住民の方々に火災予防を呼び掛けるため、消防職員・団員等とともに、防火パトロールや防火パレードなどの防火広報活動を行っています。

#### (3) 研究発表（ポスター等の作成）

防火・防災に関する研究を行い、その成果をまとめたレポートやポスター、防火新聞等を作成して校内に展示したり、各家庭に配布したりして、火災予防や防火・防災意識の高揚に努めています。

#### (4) 防災訓練等への参加

防災訓練や防災講習会等への参加、消防署の見学・訪問等を通じ、火災の知識や地震等の自然災害が発生する仕組みを学習したり、消火栓などを使った初期消火の方法、ロープワーク、応急手当等の知識や技術を身に付けています。

#### (5) 防災キャンプ

主に夏休みを利用して、学校の体育館や運動場等に寝泊り（避難所体験）し、炊き出しを実施する等、日ごろ体験できない活動を通じて、仲間との連帯感を高めています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染防止を徹底しながら、創意工夫を凝らし活動していますが、少年消防クラブの活動は、命や暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、地域と関わりを持ち、幅広い年齢層の仲間と交流を深める機会にもなっており、人間形成や地域社会への参加の面でも大変有意義な活動です。

### ○消防庁の取組

#### (1) 優良少年消防クラブ表彰及び優良少年消防クラブ指導者表彰（フレンドシップ）

消防庁では毎年、活発な活動を行っている少年消防クラブやその活動を支える指導者に対する表彰を実施して

おり、令和3年度は、特に優良なクラブ20団体、優良なクラブ28団体、優良な指導者21名を表彰しました。（令和4年度の表彰式は、3月28日に都市センターホテルで開催予定）

#### (2) 全国少年消防クラブ交流大会

平成24年度から、毎年、将来の地域防災の担い手育成を図るため、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から災害の教訓や災害への備え等について学ぶことを目的として、「少年消防クラブ交流大会」を開催しています。令和4年度は、鳥取県米子市で開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

#### (3) 少年消防クラブの広報事業

##### ① 少年消防クラブ加入促進イベント

少年消防クラブの認知向上を図り、加入促進するため、令和4年1月から実施した消防団員加入促進キャンペーンで好評だった芸人の和牛さんを起用し、少年消防クラブ認知向上イベント「和牛消防団と知ろう!少年消防クラブ」を全国5カ所で実施しました。

##### ② 少年消防クラブ広報動画

消防庁では、令和4年から新日本プロレスとのコラボ企画を実施しました。その中で、浦安市少年消防団の全面協力のもと、新日本プロレスの真壁選手と獣神サンダー・ライガーさんが少年消防クラブを体験する動画を制作し、消防庁のYouTubeチャンネルに公開しました。

【動画URL：<https://youtu.be/CAu-ixj4t48>】

身近な生活の中から防火・防災について学ぶ少年消防クラブ活動に参加してみませんか。少年消防クラブへの参加、活動内容等については、お住まいの市役所・町役場や消防署にお問い合わせください。



少年消防クラブ加入促進イベントの様子

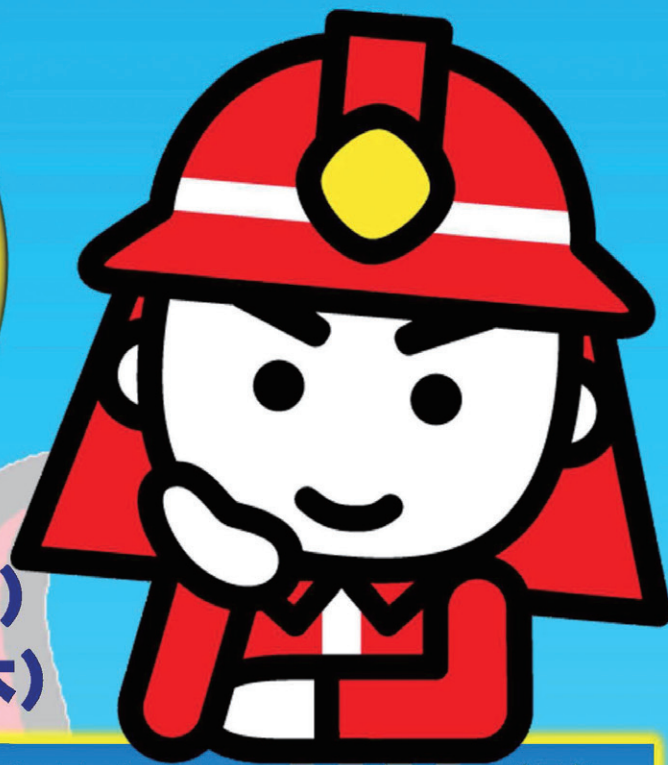
#### 問合せ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室  
TEL: 03-5253-7561



# 作品募集!

令和5年3月30日(木)  
>>4月20日(木)



## 消防防災科学技術賞

### 令和5年度

#### ■募集区分

##### ▼消防職員・消防団員等による応募

- A. 消防防災機器等の開発・改良
- B. 消防防災科学論文
- C. 消防職員における原因調査事例

##### ▼一般による応募

- D. 消防防災機器等の開発・改良
- E. 消防防災科学論文

#### ■表彰

##### ●優れた作品には、

令和5年11月に行われる表彰式(東京都内にて開催予定)において消防庁長官より表彰状及び副賞を授与します。

●6月頃に、応募作品の「概要」が消防研究センターホームページで公開されます。

●表彰作品は、9月頃に決定・公開される予定です。

#### ■連絡先

消防庁消防研究センター 研究企画部

TEL:0422-44-8331 E-mail: hyosho\_nrifd8@soumu.go.jp

消防研究センターHP : <http://nrifd.fdma.go.jp/>



#### 令和4年度表彰作品

サーモ機能付き  
防火装備の開発



官民連携による  
交通安全教育の研究



大型ダンプ火災に対し  
再発防止対策を徹底した結果  
リコールにつながった事例



ハンディタイプ  
接地確認装置



伝導性ノイズによる  
ブレーカの導体接続部  
緩み検出手法の提案と  
現場適用の検討

